

# 動物検疫所申請者 向け講習会（輸出）



動植物検疫探知犬  
イメージキャラクター  
「クンくん」

令和7年10月 31日  
農林水産省 動物検疫所



# 本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸出のために
3. 事例紹介



# 本日お話しする内容

1. 動物検疫について

2. スムーズな輸出のために

3. 事例紹介



# 動物検疫所の役割と法律

海外からの家畜の伝染性疾患の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

法 律	検疫対象疾病	主な検疫対象物	
<b>家畜伝染病予防法</b> (昭和26年)	口蹄疫 豚熱(CSF) アフリカ豚熱(ASF) 鳥インフルエンザ  など	・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・うさぎ、蜜蜂 ・犬 ・これらの骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草	
<b>狂犬病予防法</b> (昭和25年)	狂犬病	・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク	
<b>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</b> (平成10年)	エボラ出血熱 マールブルグ病	・サル	
<b>水産資源保護法</b> (昭和26年) (平成19年から動物検疫所で対応)	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 等 24疾病	・魚類の一部(さけ科、こい、きんぎよ等) ・甲殻類の一部(くるまえび等) ・貝類の一部(あわび、かき等)	

# 家畜伝染病予防法

## 法第45条(輸出検査)

次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、**家畜防疫官の検査を受け**、かつ、第3項の規定により**輸出検疫證明書の交付**を受けなければならない。

- 一 **輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれの有無についての輸出国の検査證明を必要としている動物その他の物**
- 二 第37条第1項各号に掲げる物であつて **農林水産大臣**が国際動物検疫上**必要と認めて指定するもの**

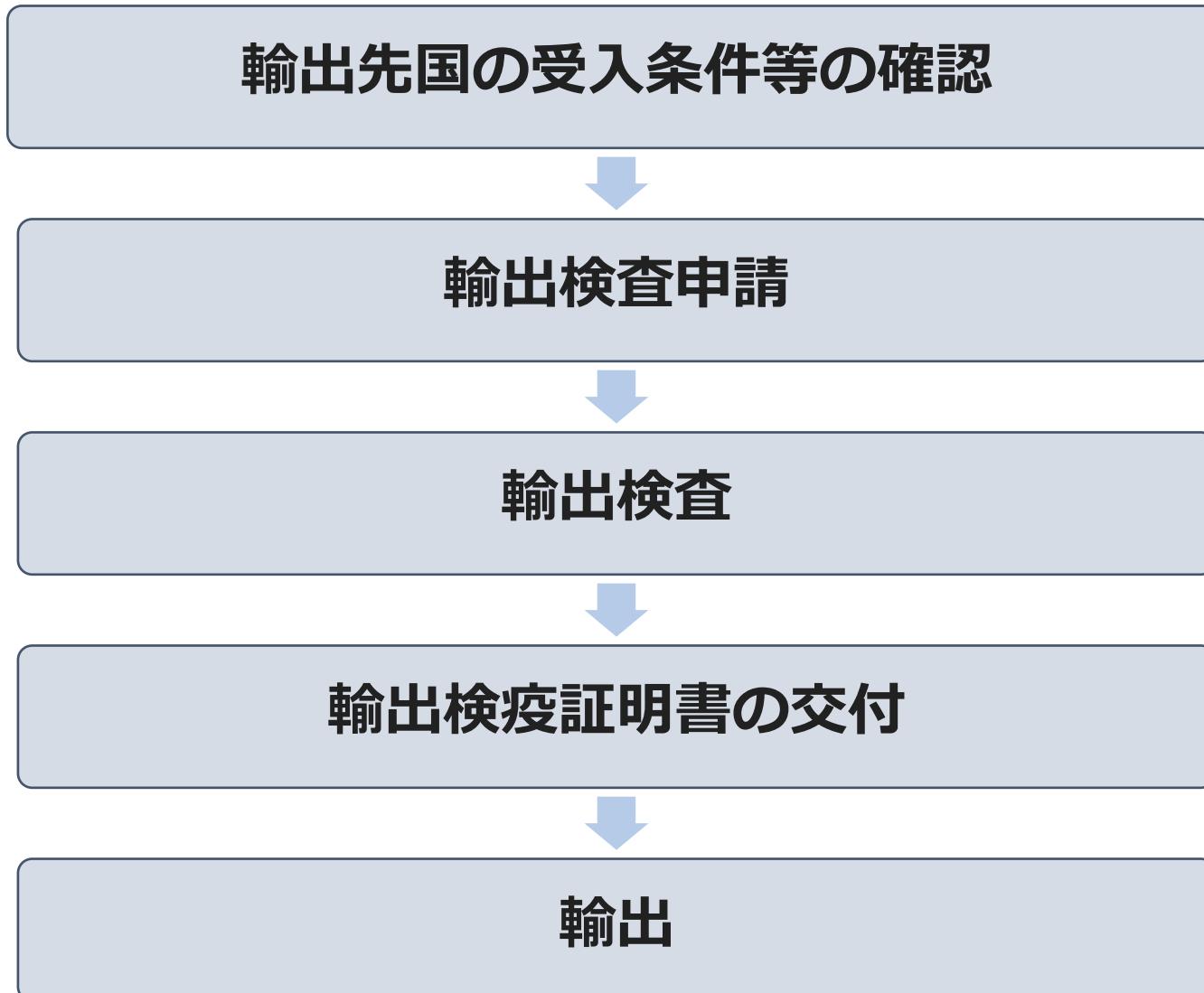
# 本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸出のために
3. 事例紹介



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

# 畜産物の輸出検査の流れ



# 畜産物の輸出検査の流れ



# 輸出先国の受入条件の確認

- ✓ 1. 輸出検査が必要な物か
- ✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか
- ✓ 3. 輸出先国と我が国との間に二国間条件の締結はあるか
- ✓ 4. 個別の条件を調べる必要はあるか

## 動物検疫所ウェブサイト

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aqex1.html>

### 畜産物の輸出検疫相談窓口

動物検疫所では、輸出先国へ家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを確認するため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜から作られる肉製品などの畜産物を対象に輸出検査を行っています。

輸出畜産物の検査は、（1）輸入国政府が我が国検査証明書を必要としているもの、（2）規則第45条の指定検疫物のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される野生動物（いのしし、鹿、かも類等）由来製品に対して行います。

検査が必要な畜産物については[こちら](#)をご覧ください。

輸出畜産物の検査手続については[こちら](#)をご覧ください。

畜産物の輸出に関する情報

[日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域](#)

動物検疫所ホームページで締結された  
条件や輸出停止情報、参考となる輸出  
事例等を確認することができます

# ✓ 1.輸出検査が必要な物か

## 輸出検疫の対象品目

[規則第53条\(輸出品の指定\)](#)

輸出先国政府が証明書を  
必要としている動物その他の物

農林水産大臣が必要と認めて  
指定するもの

① 指定検疫物のうち、生きた動物、ふ化を目的とする卵、精液、受精卵、  
未受精卵

<動物種>

- 偶蹄類の動物(牛、山羊、めん羊、豚等)、馬
- 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる、がちょうその他  
のかも目の鳥類
- 犬、うさぎ、蜜蜂

② 指定検疫物のうち、野生動物由来の畜産物

<畜産物>

- 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- ソーセージ、ハム及びベーコン
- 生乳、乳等、卵、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
- 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉



## ✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか①

### 輸出停止情報(ホーム>畜産物の輸出入>輸出入停止措置情報)

動物検疫所

Other Languages キッズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

©2021 農林水産省動物検疫所 Illustration by Ani Sugitani

韓国でアフリカ豚熱発生中

動物検疫所に協力ください

閉じる

海外から肉類

#### 畜産物の輸出入 >

- ▷ 畜産物の輸出入
- ▷ 検査対象物
- ▷ **輸出入停止措置情報** (赤丸で囲まれていて、青い矢印が左側のリストからここに指向)
- ▷ 試験・研究材料の持ち込み
- ▷ 輸入畜産物の検査手続
- ▷ 耕作地のわら・乾草の輸入
- ▷ 輸出畜産物の検査手続

動物の輸出入

畜産物の輸出入

海外旅行される方へ

申請・お問い合わせ

動物検疫について  
(専用情報はこちら)

#### 輸出停止

#### 日本国内の疾病発生状況等による輸出の一時停止等について

- ▷ 日本国内の疾病発生状況等により、日本からの動物及び畜産物の輸入停止を通知・発表している国・地域があります。
  - ▷ [豚熱の発生に伴う豚肉等の輸出停止・再開について](#)
  - ▷ [鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉・家きん卵の輸出停止・再開について](#)
- ▷ 平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の観点から検査・規制を強化している場合があります。詳しくは[こちら](#)(農林水産省ホームページ: 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う各國・地域の輸入規制強化への対応)

国内における疾病発生によって、畜産物の輸出に**一時的**又は**当面の間**、制限が課される場合があり、隨時HPで情報提供を行っています。



## ✓ 2. 輸出が停止されている物ではないか②

### 受入状況一覧(ホーム>畜産物の輸出入>家畜衛生条件(輸出))

畜産物の輸出入 >

- 畜産物の輸出入
- 検査対象物
- 輸出入停止措置情報
- 試験・研究材料の持ち込み
- 輸入畜産物の検査手続
- 穀物のわら・乾草の輸入
- 家畜衛生条件（輸入）
- 第3清浄国リスト
- 輸入禁止地域と物
- 輸出畜産物の検査手続
- 日本から輸出される食肉等の受け入れ状況一覧
- 家畜衛生条件（輸出）
- 畜産物の輸出検査窓口

©2021 農林水産省動物検疫所 Illustration by Anri Sugitani  
韓国でアフリカ豚熱発生中 動物検疫にご協力ください 閉じる X  
海外から肉製品は持込禁止

### 日本から輸出される食肉等の受け入れ状況一覧

日本から輸出される家畜・畜産物の受け入れについて二国間で取り決めた条件の有無を一覧で示しています。

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
香港	解禁済み	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)
マカオ	解禁済み	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)
台湾	解禁済み	解禁済み (一時停止情報)	未解禁	解禁済み (停止・再開情報)
シンガポール	解禁済み	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)
タイ	解禁済み	解禁済み (停止・再開情報)	未解禁 (停止情報)	未解禁 (停止情報)
ベトナム	解禁済み	解禁済み (停止・再開情報)	解禁済み (停止・再開情報)	未解禁
韓国	未解禁	未解禁	未解禁 (停止情報)	解禁済み (一時停止情報)

日本から輸出される食肉については、**二国間の条件締結状況**だけではなく、**輸出不可、協議の状況等**をHPでお知らせしています

# 動検NEWS – 配信サンプル

件名: 動検NEWS ○○県において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、家きん及び家きん由来製品の輸出を停止しました。

## (要旨)

〇〇県において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、令和△年△月△日付けで家きん及び家きん由来製品に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止しました。

輸出先国との合意に基づき引き続き輸出が可能な製品もありますので、詳細については動物検疫所にお問い合わせください。

詳しくは、以下のリンクをご参照ください。

## 動物検疫所WEBサイト

(鳥インフルエンザの発生に伴う家kins�・家kins卵の輸出停止・再開について)

[https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin\\_teishi.html](https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html)

# 農林水產省 動物檢疫所

〒235-0008

所在地: 神奈川県横浜市磯子区原町11-1

電話 : 045-751-5923

FAX:045-754-1729

ホームページ: <https://www.maff.go.jp/aqs/>

※配信サンプルです。

# ✓ 3. 輸出先国と我が国との間に条件の締結はあるか

## 衛生条件一覧(ホーム>畜産物の輸出入>家畜衛生条件(輸出))

### 家きんの畜産物の輸出

家きん（鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちょう、七面鳥、あひる、がちょう、その他かも目）の畜産物の輸出

- 【重要なお知らせ】国内において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、家きん及び家きん由来製品について輸出検疫證明書の交付を一時停止しています（令和5年11月25日～）。※香港、シンガポール、米国、ベトナム、マカオ及び台湾については一部輸出を再開している地域があります。[詳細はこちら](#)
- 我が国からの輸出される食肉の受け入れ・停止情報は[こちらをご覧ください。](#) [日本から輸出される食肉等の受け入れ状況一覧](#)
- 輸入を認める旨通知があった国・地域と受入条件

国・地域	輸出できるもの	条件等
香港	家きん肉	<p><a href="#">輸出検疫證明書様式(PDF: 334KB)</a> </p> <p>動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「香港向け輸出豚肉及び家きん肉の取扱要綱」（外部リンク：<a href="#">農林水産省輸出・国際局webサイト</a>）で定められた食肉衛生證明書が必要となります。</p> <p>対香港輸出食肉取扱施設は上記リンク先を御確認ください。</p> <p>なお、国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できないものがあります。<a href="#">こちらを御確認ください。</a></p>
香港	殻付き家きん卵 卵製品	<p>動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「香港向け卵及び卵製品の取扱要綱」（外部リンク：<a href="#">農林水産省輸出・国際局webサイト</a>）を御確認ください。</p> <p><a href="#">申告書 (EXCEL: 24KB)</a> </p> <p>対香港輸出卵等取扱施設は上記リンク先を御確認ください。</p> <p>国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部あります。<a href="#">こちらを御確認ください。</a></p>
マカオ	家きん肉	<p>動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては、「マカオ取扱要綱」（外部リンク：<a href="#">農林水産省輸出・国際局webサイト</a>）で定められた食肉衛生證明書が必要となります。</p> <p>対マカオ輸出食肉取扱施設は上記リンク先を御確認ください。<a href="#">プレスリリース (令和2年3月31日)</a></p> <p>国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部あります。<a href="#">こちらを御確認ください。</a></p>
マカオ	食用殻付き卵	<p><a href="#">輸出検疫證明書様式(PDF: 179KB)</a> </p> <p>動物検疫所の輸出検査を受けるに当たっては<a href="#">申告書 EXCEL: 17KB</a>を要となります。</p> <p>国内における高病原性鳥インフルエンザ発生により一部輸出できまいものがあります。<a href="#">こちらを御確認ください。</a></p>

二国間の条件が締結されている物を列記

条件を確認できるよう、  
輸出・国際局ウェブサイトとリンク

#### 輸出停止状況

以下の期間に該当する都道府県で生産及び処理されたものを除き、家きん由来製品等の輸出が可能です。  
情報の掲載期間は、輸入停止措置解除後、2年程度といたします。過去の掲載情報については動物検疫所にお問い合わせください。

#### [輸出停止地域と停止期間]

対象地域	仕向国				
	香港	シンガポール	ベトナム	マカオ	米国
北海道	令和5年5月21日以前	令和5年5月24日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前
青森県	令和5年5月21日以前	令和5年5月24日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前	令和5年5月15日以前
岩手県	令和5年5月3日以前	令和5年5月2日以前	令和5年5月2日以前	令和5年5月2日以前	令和5年4月24日以前
宮城県	令和5年3月9日以前	令和5年3月19日以前	令和5年3月9日以前	令和5年3月9日以前	令和5年4月3日以前
秋田県					

国内の疾病発生による一時的な輸出制限が講じられている場合は、その内容を掲載

8月1日以前

# ✓ 4. 個別の条件を調べる必要はあるか

輸出先国が輸出停止措置を講じておらず、かつ、二国間の条件がない場合は、輸出者が**個別**の受入条件を輸出先国に**確認**する必要があります

## ■ 確認先: 輸出先国

(例) ① 輸出先国政府機関(家畜衛生担当部署)

② 在日大使館

## ■ 確認方法: 輸出先国政府機関が発行した書類、公表資料等

輸出実績(ホーム>畜産物の輸出入>畜産物の輸出検査窓口)

畜産物の輸出入 >

- > 畜産物の輸出入
- > 検査対象物
- > 輸出入停止措置情報
- > 試験・研究材料の持ち込み
- > 輸入畜産物の検査手続
- > 飼料のわら・肥料の輸入
- > 家畜衛生条件(輸入)
- > 第3清浄基リスト
- > 輸入禁止地域と物
- > 輸出畜産物の検査手続
- > 日本から輸出される食肉等の受入状況一覧
- > 家畜衛生条件(輸出)
- > 畜産物の輸出検査窓口

上記以外の畜産物の輸出実績【2019年1月から2021年2月時点で動物検疫所が把握している主な事例】

畜種、食肉由来製品の含有量、加工程度等により、受入条件が異なる可能性があります。

受入条件は、日本政府に事前の通告なく変更されることがあります。

確実に受け入れられるためには**輸出の都度、相手国政府機関に受入条件を確認**していただくようお願いします。

日本国内の豚熱発生（2018年9月9日）、鳥インフルエンザ発生（2020年11月5日）により、下記情報に変更がある可能性あります。

食用、飼料用、肥料用、試験研究用以外の用途のものはその他と表記しています。

1. 家畜の伝染性疾病についての「[輸出検疫証明書](#)」交付実績のある品目 (Excel:21KB)

2. 家畜の伝染性疾病についての「[輸出検疫証明書](#)」が不要との情報がある品目 (Excel:17KB)

二国間の条件等以外の畜産物の輸出実績の主な事例をHPに掲載しています

同等の製品であっても**輸出者**により**輸出先国の条件**が異なったり、継続的に輸出している物であっても予告なく**条件が変更**されることがあります

# 畜産物の輸出検査の流れ



# 輸出検査申請

輸出先国の受入条件等を確認し、輸出検査が必要な場合は、畜産物の輸出に先立ち、**輸出検査申請書等**を輸出検査を希望する動物検疫所に提出する必要があります

✓ **輸出検査申請書**

輸出検査申請書又は電子情報処理組織(NACCS)により申請が可能です

✓ **必要書類**

二国間条件や個別の受入条件に基づき、輸出検査に必要な書類として申請書とともに提出する必要があります

- ① 輸出先国の受入条件を確認できる書類
- ② 由来動物の生産地における伝染性疾患の発生の有無等を証明する書類
- ③ 由来動物に係ると殺前、と殺後の検査の結果を証明する書類
- ④ 輸出畜産物の原料、組成等を証明する書類
- ⑤ 輸出畜産物の製造・加工・調製方法及び工程を証明する書類 等

# 提出書類の準備

項目	二国間条件あり	二国間条件なし
1. 輸送情報	インボイス等	インボイス等
2. 輸出先国条件	不要 (輸出国から発行されている場合はパーミット)	受入条件確認書 輸出先国の条件 (パーミット、公示等)
3. 輸出製品の情報	要綱等に定められた書類 例)殻付卵申告書 食肉衛生証明書 牛の個体識別情報 鶏肉の生産農場情報	輸出先国条件の内容による※ 例)原材料表 製造証明書 加熱処理証明書 輸入時の検査証明書
4. 家畜の病原体を拡散しないこと	不要	国内流通確認書類※ 営業許可証 等
5. 追加証明	アタッチ様式	輸出先国条件の記載された様式

※:輸出の現地調査を受けることで省略可

**申請書提出時、関係書類は上記順番に並べてご提出ください。  
(必要の無い書類は証明書発行時に返却します。)**

# 提出書類

## 1.輸送情報

・以下の情報を確認できる書類

(インボイス、パッキングリスト、シッピングインストラクション等)

- ✓ 輸出先国
- ✓ 搭載港
- ✓ 搭載予定年月日
- ✓ 搭載船(機)名
- ✓ 数量
- ✓ 框包数
- ✓ 品名
- ✓ マーク
- ✓ (コンテナ番号、コンテナシール番号) 等

※輸出検疫証明書に記載すべき情報が分かる必要最小限の書類をご提出ください。

# 提出書類

## 2.輸出先国条件(二国間条件がないもの)

### 「受入条件確認書」

- ・輸出先国条件の確認先(公的機関の担当者)及び確認日
- ・輸出先国で求められている条件
- ・パーミットが発行されている場合、パーミット番号、有効期限
- ・条件の内容以外に確認している内容
- ・国内流通品かどうか
- ・輸出先国での検疫に該当する原材料
- ・日英の製品名(インボイスと製造証明の紐づけが必要な場合)
- ・輸出検疫証明書発行者の要件(獣医官の必要がある場合)
- ・外装情報記載した場合は、入庫後の画像不要

### 「輸出先国発行のパーミット」

- ・提出前に有効期限が切れてないか要確認

### 「輸出先国が公表しているWebサイト等」

- ・初回は根拠書類一式を提出すること
- ※受入条件確認書に仮訳を記載すること

獣医官による署名が必要かどうか確認を！

# 提出書類

## 3.輸出製品の情報

### ①二国間条件がある場合

- ・要綱等に基づく所定の書類(食肉衛生証明書、殻付卵申告書等)

### ②二国間条件がない場合

#### 「原材料表」

- ・輸出製品に含まれる輸出先国での検疫対象原料
- ・原材料名だけから判断できないものは要補足

※赤枠内の内容を  
ひとつにまとめることも可

#### 「製造証明書」

- ・発行者及び製造施設(営業許可証等)情報
- ・どの原材料がどこで添加されどのように処理されるのか、フロー等で説明
- ・加熱等の処理が条件の場合、どこで条件を満たす処理(温度・時間)がされたか

#### 「加熱処理証明」

- ・製造工程では処理されていない場合で加熱が必須条件の場合

#### 「政府機関発行の証明書」

- ・輸入原料について製造国や日本輸入前の処理工程を証明する場合

# 提出書類

## 4.家畜の病原体を拡散しないこと(二国間条件がないもの)

### ① 国内流通品

- ・受入条件確認書等に「国内流通品である」旨や「JANコード」を記載
- ・上記記載がなくてもカタログ、納品書、注文書等、市販流通していることが確認できる市販流通確認書類

### ② 国内流通していない商品

- ・「国内法規に基づき製造している」旨確認できる記載  
(確認書への記載又は営業許可書)

# 提出書類

## 5.追加証明

商標(マーク)、インボイス番号等は申請書の所定の項目に入力

①二国間条件があるもの

- ・要綱等に基づく指定の様式を作成し提出

②二国間条件がないもの

- ・相手国の条件が記載されたものを作成し提出

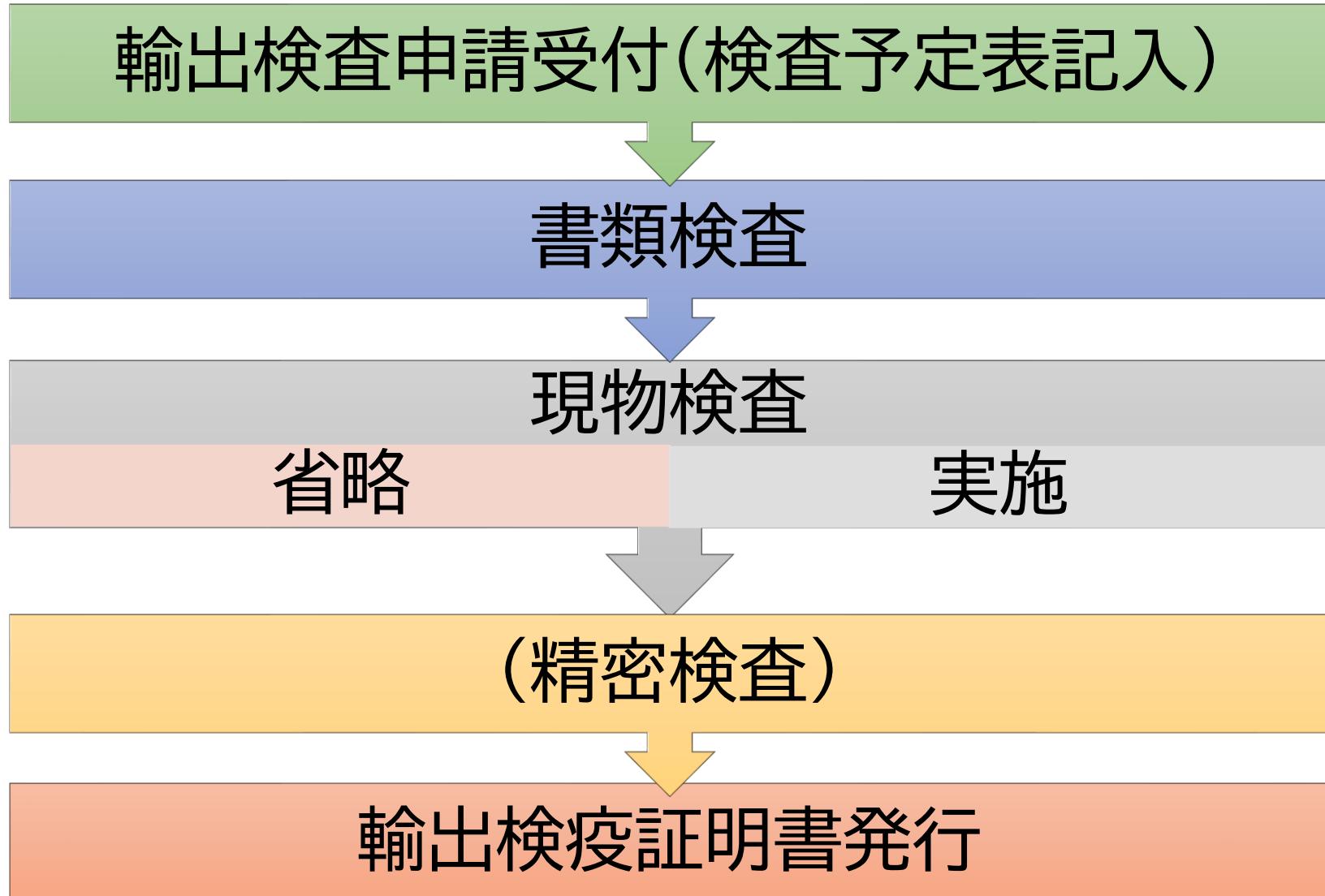
- ・輸出検疫証明書備考欄への追加証明が必要な場合は受入条件確認書にその旨を記載

## 6. その他

「入庫票」

- ・現物検査を実施する場合でパレット指示を希望するものについて必要  
→ 申請提出時、現物検査省略時は不要

# 京浜港における申請手続きの手順



# 申請書類の提出

提出方法	受付方法
電子提出	申請事項登録(EMA)時、「関係書類／送付方法」欄で「有」／「添付ファイル」を選択し、 <b>関係書類をファイル添付(MSF02)</b> した上で申請(EMC)
窓口提出	申請事項登録(EMA)時、「関係書類／送付方法」欄で <b>「有」／「窓口提出」</b> を選択し、出力済申請書と関係書類を窓口に提出  ※受領確認のため台帳記入が必要

# 申請書類の提出(電子申請)

電子提出予定分は、必ずファイル添付が完了した状態で申請し、  
ファイル未添付のまま「EMC(申請)」まで進めないでください。



提出済みの申請は動物検疫所で順次「受理」し、書類検査へ。



書類検査に問題が無ければ「現物検査の判定」を実施。

※「受理」とは単に書類の受領確認です。書類検査の結果によっては検査希望日に輸出検疫証明書の発行ができないためご注意ください。

# ファイル登録の機能について(電子／窓口共通)

初回ファイル登録する場合…業務コード【MSF02】

初回添付以降の追加・削除…業務コード【MSH02】 詳細は下表参照



業務コード	業務名	機能
MSH12	通関系関連省庁添付訂正呼出し (動物検疫所、植物防疫所)	・入力された申請番号に紐づく添付ファイル情報を呼出す
MSH02	通関系関連省庁添付訂正 (動物検疫所、植物防疫所)	・ファイルの追加を可能とする ・ファイルを削除する場合は、対象ファイルの削除対象表示欄に「D」を 入力する ・通信欄のみ訂正する場合においても、業務実施可能とする
MSI02	通関系関連省庁添付一覧照会 (動物検疫所、植物防疫所)	・入力された申請番号に紐づく添付ファイル情報を照会する

NACCS掲示板掲載資料より抜粋 <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/syosai-siryou.html>

ファイル登録時は、  
書類区分の入力が必須！

全ての書類を一つのPDF  
ファイルにまとめた場合、  
区分を「AL」として下さい。

書類区分	
HC	輸出入検査証明書 / HEALTH CERTIFICATE
BL	BILL OF LADING / AIR WAYBILL
IV	インボイス / INVOICE
PL	パッキングリスト / PACKINGLIST
OT	その他の書類 / OTHER DOCUMENTS
AL	すべての書類 / ALL DOCUMENTS



# 申請書類の提出

提出場所	提出方法
東京出張所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口提出</li><li>・ 電子提出(個別調整)</li></ul>
畜産物検疫課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口提出</li><li>・ 電子提出(関係書類の添付はMSF02による)</li></ul>
川崎出張所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口提出</li><li>・ メール提出</li><li>・ 電子提出(関係書類の添付はMSF02による)</li></ul>
静岡出張所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 窓口提出</li><li>・ メール、FAX提出</li><li>・ 電子提出(関係書類の添付はMSF02による) →提出後、メールまたはFAXにて要連絡</li></ul>

# 輸出申請書類の提出時の注意点①

以下の期限までに関係書類の提出が確認できない場合、検査希望日の検査は困難と判断し、受理せず「**変更承認**」します。

- ① 初回品；二国間条件あり（例：香港向け殻付卵）、現地調査済等  
輸出検疫證明書のみで追加証明が必要ないもの

…検査希望日の2開庁日前の15時までに提出

- ② 初回品；個別条件に基づき輸出検疫證明書に追加証明が必要なもの  
(パーミットの条件が変更される場合も含む)

…検査希望日の7開庁日前の15時までに提出

- ③ その他 …検査希望日の前開庁日12時までに提出

※二国間条件があるもの、実績確認（包括登録、ファイリング）済のものは前開庁日15時まで受付可

※上記期限について、静岡出張所提出分は除く。

**変更承認済みの申請は検査希望日を延期の上で改めて申請をお願いします。**

# 輸出申請書類の提出時の注意点②

EMI画面で必ず審査状況(受付・書類検査・変更承認済み)を確認してください。

EMI 輸出畜産物検査申請一覧照会

EMI画面

ファイル(F) 表示(V)

検索条件

申請番号

申請年月日

検査希望年月日

仕向国（地域）

検査予定期日

証明書発行年月日

検査予定期限

件

1 / 25 | ▶ |

《受理》 受付済み→「1」  
《現検》 書類検査済み→「1:省略/2:実施」  
《変更承認》 変更承認済み→「1」  
※ファイル添付漏れ等が無いか要確認

項目	申請番号	受理	現検	結果	検査予定期日	場所	仕向国	種類	貨物所在地	検査希望場所	申請	変更承認
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

# 検査実績について

## 輸出申請における初回品の考え方

### 1 二国間条件を基に輸出するもの

例) 畜肉、殻付き卵等

→ 申請者ごとに輸出先国、畜種の組合せが初めての場合

※種類、処理施設は問わない

申請者	輸出先国	畜種(種類)	食肉処理施設	
A社	米国	牛（冷凍肉）	I-1	実績
A社	米国	牛（臓器）	G-1	実績あり
B社	米国	牛（チルド肉）	I-1	初回

### 2 個別の受入条件を基に輸出するもの

例) パーミット(受入許可)のある米国や豪州向けの食品等

→ 輸出先国、製品、メーカー、輸出者の組合せが初めての場合

※ パーミットの更新に伴い条件内容に変更があった場合は“初回”

※ 検査実績がある場合は、申請時に直近の申請番号を実績欄に入力(他所での実績も有効)

# NACCS申請登録時の注意点 共通部①

EMA 輸出審査申請登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 練返部

申請番号  挿出力要求

申請者氏名

申請者住所

申請者電話番号

申請先動物検疫所＊

検査希望年月日／時間帯

① 貨物所在地

② 検査希望場所

往向国(地域)＊

取卸港

搭載予定年月日

③ 搭載港

搭載船(種)名

輸送形態＊

④ AWB番号

商標 (練返部ごとに入力する場合は「練返部」を利用)

⑤

関係書類の有無＊  送付方法

備考

荷送人氏名

荷送人住所

荷受人氏名＊

荷受人住所

EMA画面

## 特に注意いただきたい項目

### ①貨物所在地

保税地域コードで入力。保税地域コードがない場合は各官署各地域ごとの「その他」のコード(○○WWW)を入力し、所在地名を直接入力。  
保税倉庫でない場合は、「WAREH」を入力し、所在地名を直接入力

### ②検査希望場所

指定検査場所の保税地域コードを入力  
動物検疫所で検査を受ける場合は「2AWWW」を入力し、DOUKENと直接入力

### ③搭載港

国連LOCODE(国名2桁を除く3桁)、空港から搭載する場合は、空港コードを入力

### ④AWB番号

航空貨物で搭載する場合入力

### ⑤商標

文字化して入力。欄毎に商標が異なる場合等は、繰り返し部欄毎に入力可能。文字化が困難な場合は、「AS PER ATTACHED」や「SEE REVERSE」等と入力し、申請書にコピーを添付して提出。

# NACCS申請登録時の注意点 共通部②

EMA 輸出畜産物検査申請事項登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 線返部

申請番号  押出力要求

申請者氏名

申請者住所

申請者電話番号

申請先動物検疫所名

検査希望年月日／時間帯

貨物所在地

検査希望場所

仕向国（地域）＊

取卸港

搭載予定年月日

搭載港

搭載船（種）名

輸送形態＊

A W B番号

商標（線返部ごとに入力する場合は「線返部」を利用）

関係書類の有無＊  送付方法

⑥ 備考

荷送人氏名

荷送人住所

荷受人氏名＊

荷受人住所

## EMA画面

⑥共通部備考(日本語入力可能です)

### 1列目(備考1)

- ・担当者名及び連絡先電話番号
- ・申請の代理人がいる場合は代理人情報

### 2列目(備考2)

- ・輸出検疫証明書作成のための必要情報  
例)直行便の確認が必要な場合「直行便」等

### 3列目(備考3)

- ・現地調査施設番号
  - ・検査立会者情報(現検立会を他社委託する場合等)
  - ・輸出検疫証明書の受取予定者の会社名、氏名  
(公文書受領者登録届未提出の場合)
  - ・証明書コピーが必要な場合は理由と必要枚数  
(確認書がある場合は確認書に記載)
- 文字数が多い場合は列を気にせずにご利用ください。また、MFS02やAttachとして補足情報を添付していただいても構いません。

※上記以外の情報(社内の管理番号等)の情報  
は入力しないでください。

# NACCS申請登録時の注意点 繰返部①

EMA 輸出検査申請登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 /20

⑦ 品名その他  
用途

⑧ 初回 実績

⑤ 商標

P32参照

容器包装の種類  
数量内訳等

処理 1  
処理施設

処理種別  
処理年月日

処理 2  
処理施設

処理種別  
処理年月日

処理 3  
処理施設

処理種別  
処理年月日

仕入地

買付又はひき付経路

仕入年月日

伝染性疾病の有無

備考

EMA画面

## ⑦品名その他

輸出検疫證明書の物品の種類欄に、種類名とは異なる名称を出力させたい場合に入力。

## ⑧初回輸出品

初回またはサンプル品の場合にはY(□)を入力。

## ⑤P32参照。

# NACCS申請登録時の注意点 繰返部②

EMA 輸出畜産物検査申請事項登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 /20 20 30 40 50 60 70 80 90 100

種類＊

品名その他

用途

初回

実績

数量＊

梱包数＊

商標

容器包装の種類＊

処理 1

⑨ 処理施設

⑩ 処理種別

⑪ 処理年月日

処理 2

処理施設

処理種別

処理年月日

処理 3

処理施設

処理種別

処理年月日

仕入地

買付又はひき付経路

仕入年月日

伝染性疾病の有無

発者

⑫

EMA画面

## ⑨処理施設1, 2, 3

二国間で条件のある畜産物(畜肉及び食用殻付卵等)について、施設等の名称(厚生労働省により施設の番号が付与されている場合はその番号)を入力

※以下の場合は**共通部備考欄**に処理施設番号、名称を入力してください。

- ・入力してもエラーではじかれる場合(システム上に登録されていないなどの理由)
- ・1つの欄に4か所以上の施設を入力する場合(4カ所目以降の施設)

## ⑩処理種別 該当コードを入力

コード	処理種別名
7	FREEZING
12	SLAUGHTER
13	PACKING
15	CHEMICAL STERILISATION
16	FUMIGATION
32	CHILLING
34	CUTTING
37	MANUFACTURING
39	PROCESSING
43	STORING
95	HEAT TREATMENT

2016.03

## ⑪処理年月日

検査対象品の処理開始及び終了年月日を入力します。(任意)

⑫繰返部備考3行目(備考3)…次ページ参照

# NACCS申請登録時の注意点 繰返部③

別紙3 都道府県コード

コード	都道府県名
01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山县
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

⑫備考3について

⑨の処理施設を入力した場合、当該輸出畜産物が最後に取扱われた施設(と畜場、食肉処理場、食鳥処理場又はGPセンター等)の所在する都道府県のコード(左表参照)を欄部情報「備考3」に入力。

※入力時の注意【欄分け】

(1)1申請に施設等の所在する都道府県が複数ある場合は、都道府県毎に欄を分けること。

(2)1申請に同一品目コードで、同一都道府県内の施設等が複数ある場合は、同一欄に入力。

(3)1申請に同一品目コードで初回品と実績のある品物が混在している場合は、同一欄に入力可。

# NACCS申請情報の輸出検疫証明への反映について

輸出商産物

2024-09-23 出力

申請者住所 YOKOHAMA NAKAMU KITANAKABORI 5-5

申請者氏名 ANIMAL QUARANTINE SERVICE

申請番号	HBP0124810	申請先動物検疫所	HB 検疫相函産物検疫課	検査希望年月日／時間帯	2024年10月09日 AM
仕向国（地域）	US <u>UNITED STATES</u> <u>USLA LA LOS ANGELES - CA</u>	ラベル番号 商標	<u>AQS NO. 1</u>		
搭載港	<u>YOK YOKOHAMA</u>				
搭載船（機）名	<u>AQS GO</u>				
輸送形態	船舶貨物	貨物所在地	2AWWW AQS		
搭載予定年月日	<u>2024年10月15日</u>		検査希望場所	2AWWW AQS	
荷送人住所	<u>KANAGAWA YOKOHAMA KITANAKABORI</u>				
荷送人氏名	<u>AQS CHIKUSANBUTSU</u> 荷送人氏名入力識別 ****				
荷受人住所	<u>123 456 AB CITY DE</u>				
荷受人氏名	<u>US TRADE</u>				
関係書類の有無	無	送付方法			
備考	苗字045-201-9478(現検立会:○○社苗字) 現地調査施設番号1 経由地でH/Cコピー要求あり(1部希望)				

種類	<u>21101110000 BEEF(CHILLED)</u>		用途	II 食用
品名その他	<u>KAGYU</u>			
数量	<u>100.00 KG</u>	梱包数	<u>10 CT</u>	
容器包装の種類	<u>CARTON</u>			
数量内訳等	<u>10kg/PER 1CT</u>			
仕入地				
貿付又は ひき付経路				
仕入年月日		仕入地貿付時における 家畜の伝染性疾病の有無		
備考	初回			

NACCS申請時に入力した情報のうち、左の赤線部分は、動物検疫所の発行する輸出検疫証明書にそのままの状態で反映されます。

※インボイス番号を証明書に記載する必要がある場合は、申請時に数量内訳又は品名欄に情報を入力してください。

# 申請完了後の申請内容訂正について

申請済みの申請書入力内容を訂正したい場合、必ず動物検疫所による「**変更承認**」が必要となりますので、ご連絡ください。

変更承認済みの申請を「**EMB**」で呼び出すと「EMA」の内容が修正できますので、修正後「**EMC**」で再申請してください。

申請番号の末尾は変更の度繰り上がります(HBP\*\*\*\*1,2,···9)。

※添付ファイルのみの更新であれば、NACCSパッケージソフトをご利用の場合、受理前であれば動物検疫所の変更承認不要で実施可能です。ただし、Webから申請される場合は、都度変更承認が必要です。

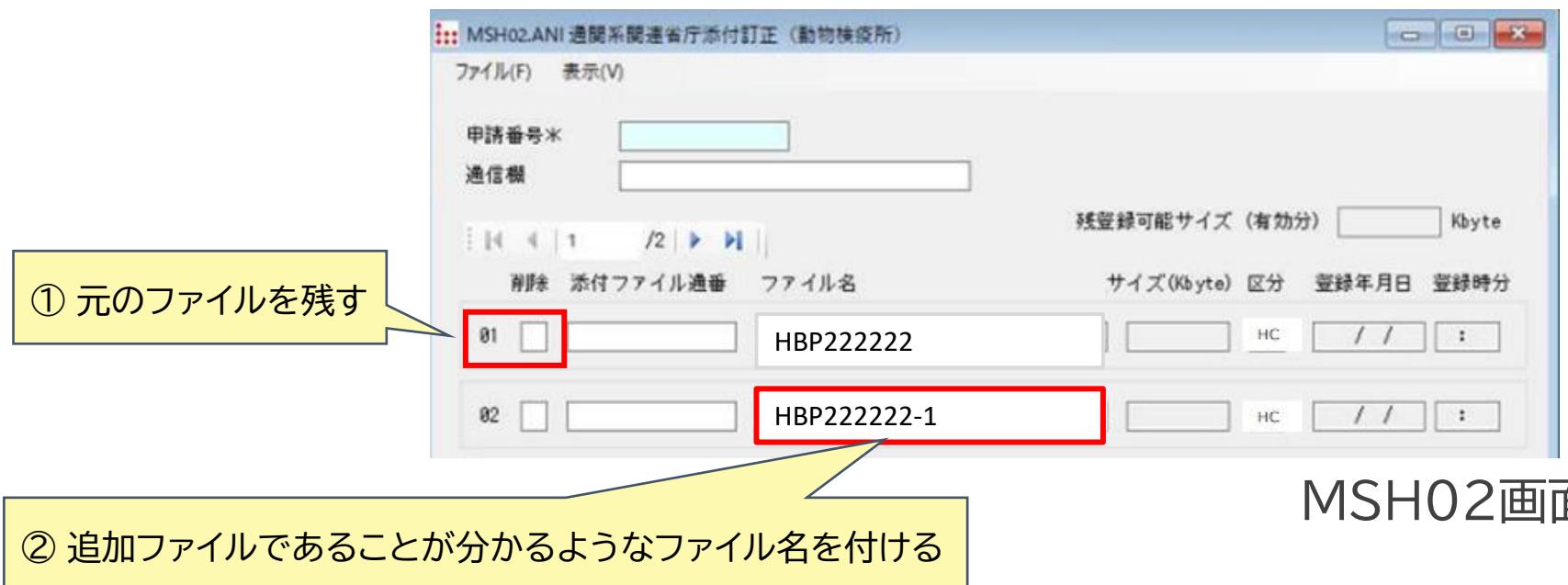


**東京出張所提出分のみ**

変更後の申請書は動物検疫所にFAX又はメールで送信してください。  
申請内容の変更と同時に添付ファイルを更新した場合は、別途お電話にてお知らせください。

# 添付ファイル追加時の注意点（電子／窓口共通）

- ▶ 関係書類を追加提出する場合、元のファイルは削除せずに残した上で、追加登録してください。
- ▶ 申請受付以降にファイルを追加する場合、追加ファイルであることが分かるようなファイル名を付け送信してください。  
(例) 最新の申請番号、追加〇〇等



MSH02画面

# 畜産物の輸出検査の流れ



# 輸出検査

- 輸出検査は、①書類検査、②現物検査、③精密検査等により、輸出しようとする物が輸入国の受入条件を満たしているか等を確認するために実施します
- 輸出検査のうち、現物検査については、法に基づく場所で行う必要があります
- 書類検査において、必要と認めた場合は、輸出畜産物の製造等について製造施設等の現地調査を実施します

## ✓ 書類検査

輸出しようとする物が、輸出先国の受入条件を充足しているか書類の内容を検査します

## ✓ 現物検査

輸出しようとする物と書類の照合を行います

## ✓ 精密検査

受入条件に基づく精密検査が必要な場合、検査を実施します

## ✓ 現地調査

受入条件を充足するか確認するため等、書類検査で必要と判断した場合に製造施設等の現地を調査します

# 現物検査

以下にあてはまるものについては、現物検査の**対象外**

- ① 現地調査実施済施設由来の製品
- ② 二国間条件等に基づき、**公的機関が保証した施設由来の製品**又は**公的機関が保証した製品**

ただし、**輸入国が要求しているものは除く。**

## 現物検査の対象（色付きのもの）

### 輸出検査対象品

輸入国受入条件で  
現物検査が必要

現地調査済  
施設由来

公的施設由来製品  
公的機関保証製品

現地調査で輸出先国受入条件充足  
を確認され、**3年以内の施設**

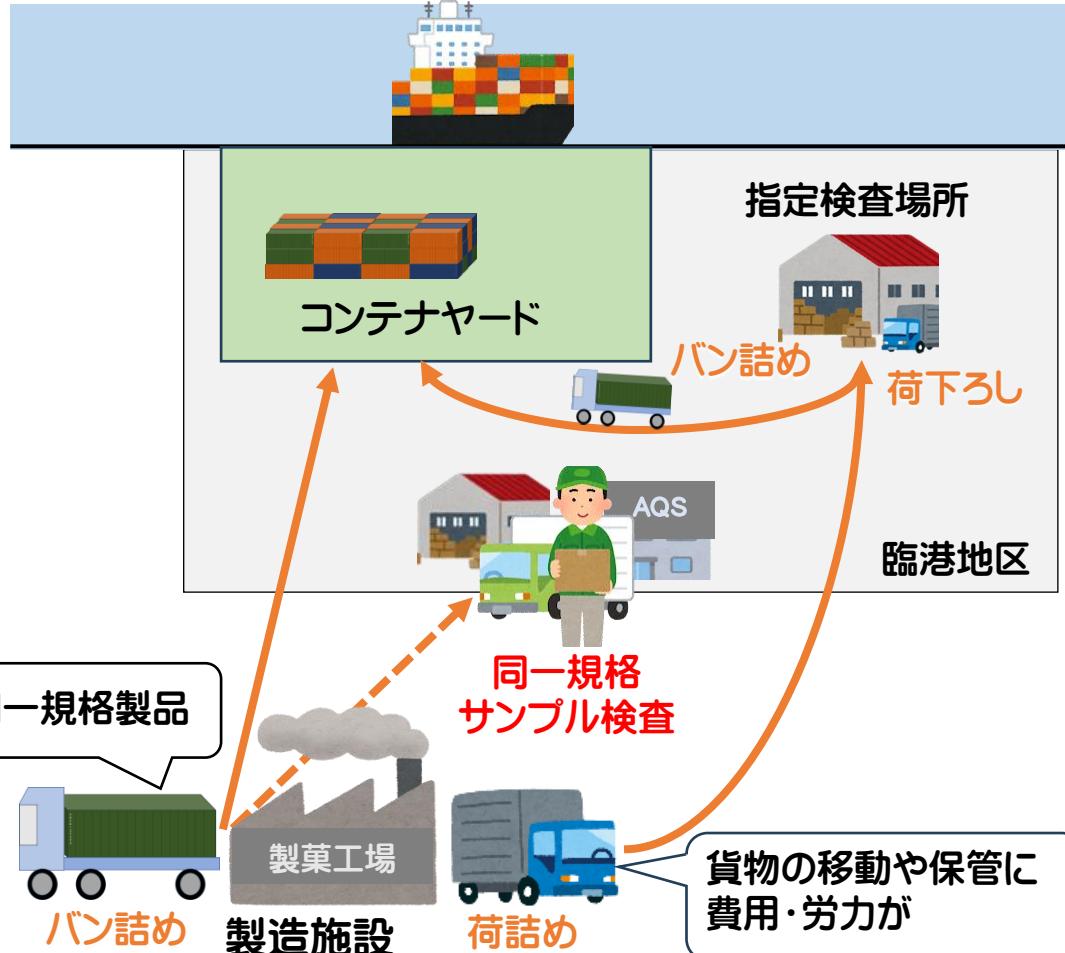
食肉の輸出要綱で認定されている  
**輸出認定施設由来**又は**公的機関で  
保証されている製品**  
例：台湾向け牛肉、香港向け生鮮卵

反復輸出の流通製品は**抜打ち的に実施**

\*事前情報等から必要と判断した場合には、現物検査を行うことがあります。

# 現物検査

現物検査に代えてサンプル品検査も可能



梱包や表示で同一規格品であることが確認できるものについてはサンプル品での検査も可能。

検査は指定検査場所又は動物検疫所にて実施。

# コンテナ検査について

以下を満たす場合、コンテナ検査が可能です。

- ・ 現物検査予定の全アイテムがコンテナ前面にあり、検査時に確認可能。
- ・ コンテナヤードへ検査対応可能との確認が取れている。
- ・ 食品の場合、衛生的な取扱いが可能。(検査台等の準備)
- ・ 荷主が屋外での開梱検査に同意している。

コンテナ検査時、検査予定アイテムの確認が困難な場合、検査を中止することがあります。この場合、改めて指定検査場所に搬入していただき、後日検査を実施します。

# 現物検査の有無の確認

NACCSのEMI(輸出畜産物検査申請一覧照会)画面より「検査状況」の  
**「現検」**コードで確認してください。

The screenshot shows the EMI output animal product inspection application inquiry screen. At the top, there are menu items 'EMI 輸出畜産物検査申請一覧照会' (EMI Output Animal Product Inspection Application Inquiry), 'ファイル(F)' (File), and '表示(V)' (View). On the right, a button labeled 'EMI画面' (EMI Screen) is visible. Below the menu, there are search conditions: '検索条件' (Search Conditions) with a red circle around the '申請番号' (Application Number) input field; '申請年月日' (Application Month/Year), '検査希望年月日' (Inspection Desired Month/Year), '検査予定年月日' (Inspection预定 Month/Year), '検査予定場所' (Inspection预定 Location); '仕向国 (地域)' (Destination Country/Region), '証明書発行年月日' (Certificate of Inspection Issuance Month/Year); and a page navigation bar with a red box around the current page number '1 / 25'. The main area displays a table of inspection results with columns: 項番 (Item No.), 申請番号 (Application Number), 受理 (Received), 現検 (Inspection Status), 結果 (Result), 検査予定期 (Inspection Date), 場所 (Location), 仕向国 (Destination Country), 種類 (Type), 貨物所在地 (Cargo Location), 検査希望場所 (Inspection Desired Location), 申請 (Application), and 変更承認 (Change Confirmation). A red box highlights the '現検' column header, and an orange arrow points from this box to a callout box containing the text: 「〈各コードの意味〉」 (Meaning of each code) and 「「1」:省略、「2」:現物検査実施」 (1: Omitted, 2: Inspection Implemented). The bottom of the table has several empty input fields.

現物検査実施の場合は、朝9時頃、各事務所を担当する動検協会に開始予定期刻を  
ご確認ください。

# 現物検査の立会について

現物検査は、「家畜防疫官」、「指定検査場所担当者」、「申請者」の3者立ち会いのもとで実施します。

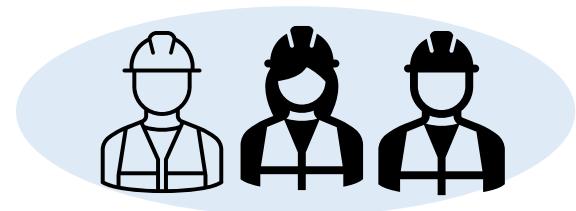
第3者に貨物情報の引継ぎが出来ている場合に限り、申請者自身の立会いを省略することが可能です

※現物検査の立会者が申請者と異なる場合は、申請書備考欄に立会者の会社名等を記入してください。

## 現物検査時の申請者の役割

- ・検査貨物に関する説明
- ・申請者主体での開披

→カッター、テープ等の準備は指定検査場所と事前調整をお願いします。



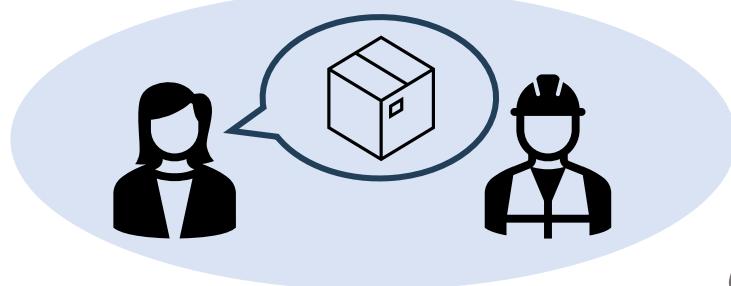
# 指定検査場所との連携について

**現物検査実施**の場合は、指定検査場所に検査実施の旨ご連絡ください。

※輸入と異なり、指定検査場所自身で現物検査の要否をNACCS上から確認することはできません。

**現物検査パレットの指定**を受けたい場合は、指定検査場所に、動物検疫所宛に別途「入庫票」等のパレット枚数やアイテム名が分かるものを送付するよう依頼してください。

**現物検査を行うアイテムが複数ある場合**は、必ず指定検査場所担当者に検査対象となる貨物の情報共有をお願いします。



# 現地調査

- ① 家畜衛生条件等や輸出者の要望に応じ、必要な場合に実施
- ② 現地調査後3年間有効→動物検疫所全体で共有
- ③ 申請時にその旨を申告(備考欄に必要事項を入力)  
→提出書類の省略、初回アイテムから現物検査省略



**円滑な輸出検査の実施**

## 【備考欄入力例】

備考	担当者〇〇(045-201-9478)、経由地提出用副本1部要、片面印刷 調査No.100(20250327実施後変更無)

**現地調査番号(NO.●●)、現地調査日、その後の変更の有無)**

# 畜産物の輸出検査の流れ



# 輸出検疫証明書の交付について

輸出検査の結果、輸出品が輸出先国の受入条件を充足し、家畜の伝染性疾病を拡散するおそれがないと認めたときは、輸出者に対して「**輸出検疫証明書**」が交付され、NACCSの「結果」に「1」が表示されます。



## 輸出検疫証明書の交付枚数：原本1部

- ※NACCS申請の場合、副本に代えて合格通知書(次ページ参照)を発行します。
- ※書面申請の場合、副本の要否を申請書備考欄に記載してください。
- ※副本が必要な場合、その理由と希望枚数(「経由地提出用に1部必要」等)を**確認書**(確認書が無い場合は申請の共通部備考欄)に記載してください。
- ※**輸出検疫証明書は原則両面印刷とし、アタッチは裏面印刷**とします。  
ただし、相手国側政府が裏面印刷を不可としている場合は片面印刷しますので、**確認書**(確認書が無い場合は申請の共通部備考欄に記載)にその旨記載してください。

証明書受領時の本人確認について

NEXT

# 公文書受領者の本人確認について

## 本人確認方法

### 1. 事前手続き

以下の①又は②により事前に窓口に来る方の情報をお知らせ下さい。

①公文書受領者登録届に必要事項を記入し、動物検疫所に提出する。

※登録届の様式をお持ちでない場合は、ご連絡ください。

②申請書備考欄に受取予定者の会社名、氏名を記載する。



### 2. 窓口での手続き

窓口で上記①又は②に記載された方かどうか本人確認を行います。

以下ア～ウのような身分H/Cをご提示ください。

ア.写真付き社員証 イ.免許証 ウ.マイナンバーカード

※現物検査の立会が申請者と異なる場合は、立会者についても本人確認を行う場合があります。

# 動物検疫検査合格通知書

動物検疫検査合格通知書					
輸出畜産物			2013-05-10 出力		
申請番号	HIP0056400	申請年月日	2013-05-10	申請者住所	XXXKEN XXXSHI XXXCHO 1-2-3
B/L番号				検査年月日	2013-05-10
申請者氏名 DAIHYOUSYAMEI					
下記は、家畜伝染病予防法に基づく輸出検査に合格したことを通知する。					
仕向国（地域）	AUSTRALIA	搭載船（機）名			
荷送人住所	XXX KEN YYY SHI ZZZ CHO 1-2-3				
荷送人氏名	YUSYUTUNYUUSA				
荷受人住所					
荷受人氏名					
種類・数量・梱包数					
1	BEEF (FROZEN)	1.00 2	AP BA	2	BEEF (CHILLED) 2.00 1 AP BA
3	BEEF HAM	3.00 2	AP BE	4	PROCESSED PRODUCTS CONT. BEEF 3.00 2 AP BE
2013年05月10日					
農林水産省動物検疫所 家畜防疫官 DOUKEN HANAKO					

## 通関用のための合格通知書

通関用の証明書はNACCSから発行します。

**通関手続上必要がある場合**には、書面による輸出検疫証明書の交付に先立って通知書を発行することも可能です。

(例:コンテナ・シールの証明が必要だが、税関で他法令の許可が確認できなければバンニングが認められない場合等)

# 証明書の訂正が必要となった場合

発行済みの証明書の訂正に関しては、**現地での通関手続上必要な場合**、証明内容に関わらない部分(輸送情報等)であれば対応いたします。

必ず**訂正方法**をご確認ください

→手書き + 訂正印でよいのか、差し替えが必要なのか

※訂正時には、全ての発行済み証明書とともに、訂正情報の根拠となる書類(搭載日や船名であればインボイス等)をお持ちください。



**輸出検疫証明書受取時には公印、サイン、証明書番号、必要事項の記載等、内容を十分御確認下さい。**

# 本日お話しする内容

1. 動物検疫について
2. スムーズな輸出のために
3. 事例紹介



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## 輸出事例① 香港向け卵

二国間の条件：有（香港向け輸出殻付き家kins卵及び卵製品の取扱要綱）

#### 香港向け卵の主な条件（管轄）

- (1) GPセンターや加工施設の認定：都道府県が認定、厚生労働省がとりまとめ
  - (2) 動物衛生に関する事項：農林水産省動物衛生課、動物検疫所
  - (3) 飼料安全に関する事項：農林水産省畜水産安全管理課
  - (4) 食品安全、薬事、有害物質に関する事項：厚生労働省

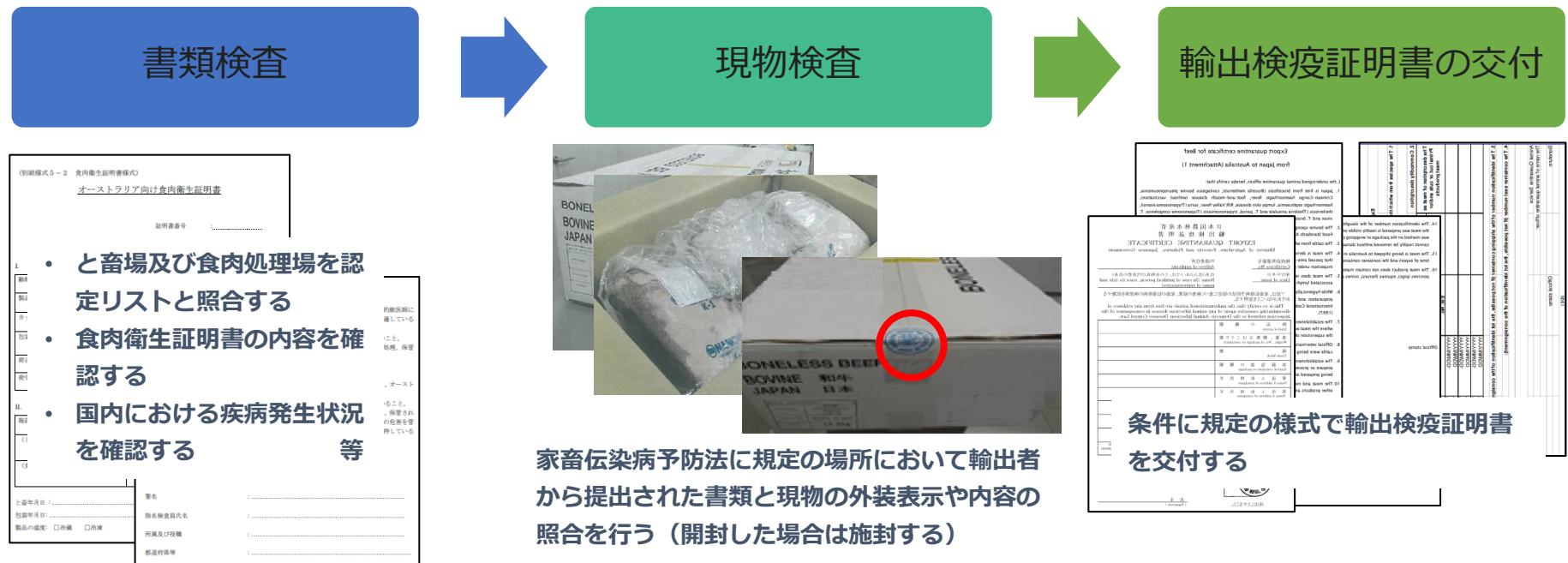


## 輸出事例② 豪州向け牛肉

## 二国間の条件：有（オーストラリア向け輸出食肉の取扱要綱）

## 豪州向け牛肉の主な条件等（管轄）

- (1)と畜場及び食肉処理場の認定：厚生労働省
  - (2)豪州向け食肉衛生証明書：都道府県（食肉衛生検査所）
  - (3)動物衛生に関する事項：農林水産省動物衛生課
  - (4)輸送時の封印等：動物検疫所



# 輸出事例② 豪州向け牛肉

不正の防止として、豪州向け輸出食肉を積載した輸送コンテナ等には、固有の番号を有し、破損しないと当該梱包を開封できない場所に封印を施し、当該封印番号を輸出検疫証明書に記載する必要があります

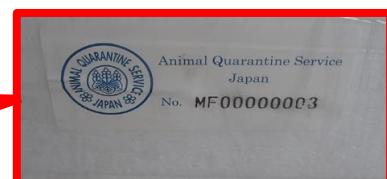
## ①コンテナを使用する場合



INSIDE	K-1
KNUCKLE	K-1
OUTSIDE	K-1

3. The identification number of the shipping container (if applicable) AKE29031SQ  
4. The container seal number (if not possible, the lot identifier) AQS 22471  
The name of animal quarantine officer: \_\_\_\_\_  
Signature: \_\_\_\_\_ Official stamp: \_\_\_\_\_

## ②コンテナ以外の梱包で使用する場合



封印番号を輸出検疫証明書に記載する（①の場合を例示）

# 輸出事例③ 米国向けお菓子

二国間の条件：無 ※米国当局から個別に交付された輸入許可証に記載の内容

## 米国向けお菓子（卵及び乳を使用）の条件（例）

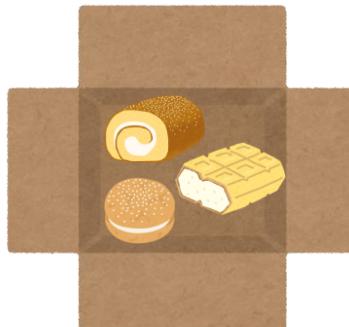
- (1)輸出製品は動物由来原料として卵と乳のみを使用していること
- (2)輸出製品の卵は少なくとも中心温度75度で加熱されていること
- (3)輸出製品の乳は輸出前少なくとも72度15秒間で2回加熱されていること

書類検査

現物検査

輸出検疫証明書の交付

U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE  
ANIMAL AND PLANT HEALTH INSPECTION SERVICE  
WORLD HEALTH ORGANIZATION  
RIVERDALE, MARYLAND 20737  
UNITED STATES OF AMERICA  
AND TRANSPORTATION OF CONTROLLED MATERIALS AND  
ORGANISMS AND VECTORS  
FARM ANIMAL QUARANTINE  
PERMIT NUMBER: [REDACTED]  
ISSUED DATE: 10-12-2013  
EXPIRATION DATE: 10-12-2013  
NAME AND ADDRESS OF PERMITTEE INCLUDING SP CODE AND TELEPHONE  
[REDACTED]  
AS REQUESTED IN YOUR APPLICATION, YOU ARE AUTHORIZED TO REPORT  
Food products containing egg and milk  
RESTRICTIONS AND PRECAUTIONS FOR TRADE  
• 輸入許可証で求められている条件を充足する製品であるか添付された製造工程書等を確認する



家畜伝染病予防法に規定の場所において輸出者から提出された書類と現物の外装表示や内容の照合を行う

輸出許可証で求められている条件を記載した輸出検疫証明書を交付する

# ケーススタディ

提出書類にどのような不備が多いのか、何に注意すべきなのか

実際にケース毎に確認してみましょう！



## 注意すべきPoint!

- ①受入条件と提出書類で矛盾のある項目はないか？
- ②書類毎に製品名(英語・日本語含む)にバラつきがないか？
- ③受入条件 +  $\alpha$ で確認済みの内容について補足説明があるか？

DATE OF ISSUED 9-OCT-2024 DATE OF EXPIRES 9-OCT-2025

\*\*\*Each shipment must be accompanied by an ORIGINAL certificate endorsed by a full-time, salaried veterinarian of the agency responsible for animal health of the GOVERNMENT OF JAPAN certifying that: 1) the egg and milk are the only ingredients of animal origin in the exported product, 2) the egg in the exported product was heated to a minimum internal temperature of at least 75°C, and 3) the milk was heated to a minimum of 72°C for 15 seconds followed by a second heating to a minimum of 72°C for 15 seconds prior to exportation to the United States. [This certification must CLEARLY correspond to the shipment by means of an invoice number or shipping marks or lot number or other identification method. An English translation must be provided.]

以下の内容を証明した日本政府当局の常勤獣医官にエンドースされた証明書原本を添付しなければならない。	「受入条件確認書」に、必要な証明内容、証明者等の情報が記載されているか。
1) 輸出製品に含まれる動物由来原料は卵と牛乳のみ	原材料表にて確認。
2) 輸出製品に含まれる卵は中心温度75度以上の加熱をされている	製造工程にて確認
3) 牛乳は輸出前に2回、72°C15秒以上の加熱処理をされている	
証明書はインボイス番号や商標等により明確に貨物と突合でき、英語訳されていること。	輸出検疫証明書に必要情報を記載
輸出検疫証明書発行に当たり、家畜の伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する必要あり	市販流通品であること、又は営業許可を受けた製造施設で製造されていることを確認

2024年10月9日  
株式会社 動物検疫所  
輸出事業部長 動検 太郎  
連絡先 045-201-9478

## 製造証明書

米国向け輸出品(動検饅頭:DOUKEN MANJUU)は以下のとおり製造しております。

### 【原材料】

生地; 小麦粉、卵白、牛乳、魚肉(タラ)、増粘剤、PH調整剤

餡; 白いんげん豆、砂糖、香料(卵由来成分を含む)

コーティング; ココアパウダー、砂糖、脱脂粉乳

### 【製造工程】

餡を焚き上げる(100°C1時間)→餡を冷ます→生地を混合する→生地で餡を包む→蒸す(100°C20分、中心温度75度以上)→事前冷却する→コーティングを混ぜる→コーティングをまぶす→包装→冷凍→梱包

### 【製造施設】

株式会社動物検疫所 横浜工場

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

営業許可番号:横浜保-1

営業許可証有効期間:2021年10月9日~2026年10月8日

# 《修正後の記載例》

## 【原材料】

②

①

生地；小麦粉、卵白、牛乳、魚肉(タラ)、増粘剤(動物由来成分を含まない)、PH調整剤(動物由来成分を含まない)

餡；白いんげん豆、砂糖、香料(卵由来成分を含む)

コーチング；ココアパウダー、砂糖、脱脂粉乳

## 【製造工程】

餡を焚き上げる(100°C1時間)→餡を冷ます→生地を混合する→生地で餡を包む→蒸す(100°C20分、中心温度75度以上(**72°C15秒以上**))→事前冷却する→コーチングを混ぜる→コーチングをまぶす→包装→冷凍→梱包

①

\*生地に使用されている牛乳(AQS 牛乳)は製造メーカー(AQS 乳業)にて72°C15秒以上の加熱殺菌をされているものを使用。

\*コーチングに使われている脱脂粉乳(おいしいスキムミルク)については、製造メーカー(動検乳業)において72°C15秒の加熱を2回実施しているものを使用。

## 【製造施設】

株式会社動物検疫所 横浜工場

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

営業許可番号：横浜保-1

営業許可証有効期間：2021年10月9日～2026年10月8日

Point !

①受入条件と提出書類との矛盾

→増粘剤、PH調整剤に**動物由来原料が含まれない**旨記載

→乳原料の**加熱工程追記**

②受入条件 +  $\alpha$  で確認済みの内容について補足

→「魚由来原料については動物由来成分として規制の対象とならないことをUSDAに確認した」旨を**確認書に追記**



輸入原料を使用している場合には原料製造国政府の証明書が必要です！

To demonstrate compliance with this requirement you must present the following on a Health certificate:

i. Either:

1. The product does not contain any bovine derived material (other than dairy ingredients, gelatine and/or collagen derived from hides and skins), or
2. All bovine materials (other than dairy ingredients, gelatine and/or collagen from hides and skins) were sourced from animals born, raised and slaughtered in countries assessed by FSANZ and assigned a category 1 or 2 BSE risk rating.

[Country/ies must be listed on the health certificate provided]

[The health certificate must indicate the option that applies]

AND

ii. Either:

1. The product does not contain any ovine or caprine derived material (other than dairy ingredients), or
2. The ovine and caprine material (other than dairy ingredients) does not include offal (and protein products derived from offal) from animals over 12 months of age which originated from countries or zones not considered free from scrapie.

[Offal includes skulls including brains, eyes, spines cord, tonsils, thymus, spleen, distal ileum, proximal colon, lymph nodes, adrenal glands, pancreas, liver or bone marrow.]

[The health certificate must indicate the option that applies]

AND

iii.

1. A statement that the final product has been retorted, and during the retorting process the product was heated to a minimum core temperature of 100 °C, obtaining an  $F_0$  value of at least 2.8.

2. A statement that the final product is imported in the hermetically sealed (airtight) container in which it was retorted. The hermetically sealed container is stamped or embossed with a permanent mark with:
  - 2.1. the identification number of the manufacturing establishment
  - 2.2. the batch code.

# 《確認書》

令和6年10月9日

動物検疫所長 殿

株式会社 DOKEN  
神奈川県横浜市中区北仲通り××  
代表取締役 動検 次郎

輸入国の受入条件に係る確認書

下記製品を輸出するに当たり、オーストラリアの受入条件を確認したところ、別添の公的な書類が提示され、以下の条件での輸入が可能であることが確認されました。

Permit No.:0001112222 (有効期限 2024/10/1~2026/10/1)

記

- i-1. 製品には牛由来のものを含みません(乳成分は除く)  
ii-2. 製品には羊やヤギ由来のものを含みません  
iii-1. 最終製品はレトルト加工されており、レトルト加工のプロセスで最低中心温度100℃以上で加熱されており、少なくともF0値は2.8を得ています  
**①** 2. 最終製品はレトルトされた気密容器で輸入され、密封された容器は2.1と2.2の情報が、スタンプもしくはエンボス加工されている。  
2.1 製造工場の識別番号:第123456789号  
2.2 バッチコード:AQ11

- ②** 2.1及び2.2の情報は外装ラベルに印字して表示しております。(4)  
以下について、オーストラリア政府より問題のないことを確認済みです。  
※2.1及び2.2の表示は、外装ラベルへの印字で問題なし  
※2.1の識別番号は番号だけで問題なし  
当該製品は日本国内市販流通品です。 (5)

- ③** 製品名:ミルクコーヒー(MILK COFFEE)  
原材料(検疫に該当するもの):乳製品  
相手国:オーストラリア  
管轄機関名: Australian Government Department of Agriculture, Fisheries and Forestry  
確認日(日本時間):令和6年9月1日  
インボイス番号:C12345  
なお、輸出は当社の責任において行い、オーストラリアにおいて何らかの不備等が発生した場合においても、貴所に追加証明の依頼等及び日本への返送は行いません。

## Point !

- ①受入条件と提出書類との矛盾**  
→パーミットにある輸入条件のうち、求められている項目を抜粋して記載
- ②受入条件 + α で確認済みの内容があれば追記**
- ③製品名は日本語/英語併記で書類毎にバラつきのないように**
- ④外装情報(マーク、製造工場の識別番号、バッチコード等)の詳細をこちらに記載した場合は、入庫後の画像の送信不要**
- ⑤市販流通品である旨を記載した場合、営業許可書の提出を省略可能**

2024年10月9日

株式会社 DOKEN

神奈川県横浜市中区北仲通り××

代表取締役 動検 次郎

動物検疫所長殿

### 製造証明書

当社の横浜第2工場で製造しました、「ミルクコーヒー(MILK COFFEE)」について、以下証明いたします。

① 《原材料》

コーヒー、粉乳、黒糖、水

② 《製造工程》

前処理

ア. 水に粉乳を添加し加熱→溶解→冷却

イ. コーヒー抽出→冷却

イにア及び黒糖を添加→混合→ろ過→アルミ缶に充填→密閉→レトルト殺菌(128°C 20分、中心温度100°C以上、F0値3.5以上)→冷却→印字・ラベル添付→包装

《製造工場》

株式会社DOKEN 横浜第2工場

神奈川県横浜市磯子区原町〇〇

営業許可番号: 指令〇保第 555-1234 号(有効期限: 令和 12 年 12 月 12 日)

## Point !

① 製造証明書に原料の詳細を記載すると原材料表として兼用可能

② 製造工程については、**原材料がそれぞれどこで添加されたのか、時系列を追って分かるように記載**

DATE OF ISSUED 9-OCT-2024 DATE OF EXPIRES 9-OCT-2025

\*\*\*Each shipment must be accompanied by an ORIGINAL certificate endorsed by a full-time, salaried veterinarian of the agency responsible for animal health of the GOVERNMENT OF JAPAN certifying that: 1) the egg and milk products are the only ingredients of animal origin in the exported product, and 2) the eggs in the exported product were cooked to reach a minimum internal temperature of 74°C, and 3) the milk in the exported product originated in Japan. [This certification must CLEARLY correspond to the shipment by means of an invoice number or shipping marks or lot number or other identification method. An English translation must be provided.]

以下の内容を証明した日本政府当局の常勤獣医官に  
エンドースされた証明書原本を添付しなければなら  
ない。

「受入条件確認書」に、必要な証明内容、証  
明者等の情報が記載されているか。

1) 輸出製品に含まれる動物由来原料は卵と乳製品の  
み

原材料表にて確認。

2) 輸出製品に含まれる卵は中心温度74度以上の加  
熱をされている

製造工程にて確認

3) 輸出製品に含まれる乳は日本由来である

証明書はインボイス番号や商標等により明確に貨物と  
突合でき、英語訳されていること。

輸出検疫証明書に必要情報を記載

輸出検疫証明書発行に当たり、家畜の伝染病の病原体  
を拡散するおそれがないことを証明する必要あり

市販流通品であること、又は営業許可を受けた製造施設で製造されていることを確認

2024年10月9日  
株式会社 動物検疫所  
代表取締役 動檢 花子

動物検疫所長殿

## 製造證明書

製品名：AQ バナナプリン

原材料	原産国	動物由来
バナナ	フィリピン	
ゼラチン	日本	
砂糖	日本	
牛乳	日本	O
卵黄	日本	O
バター	オーストラリア	
生クリーム	日本	O
水	日本	

### 《製造工程》

バナナ→ミキサー→加热→その他材料投入・調味→混合→加热 110°C 30 分（中心温度 75 度以上）  
→冷却→プリン型充填→冷却（急速凍結）→金属探知→ラベル添付→梱包

以上、当該輸出製品に含まれる動物由来原材料は卵と乳のみです。

輸出品の乳は日本で生産されたものです

当該輸出製品に含まれる卵は中心温度が 75 度以上加热されています。

### 《製造工場》

株式会社 AQ

神奈川県横浜市磯子区原町〇〇

営業許可番号：指令〇保第 123-1234 号（有効期限：令和 12 年 12 月 12 日）

# 《訂正後の記載例》

2024年10月9日

株式会社 動物検査所

代表取締役 植木 花子

動物検査所長殿

## 製造証明書

② 製品名：AQ バナナプリン (AQ BANANA PUDDING)

原材料	原産国	動物由来
バナナ	フィリピン	
ゼラチン	日本	豚（※1対象外）
砂糖	日本	
牛乳	日本	乳
卵黄	日本	卵（※3補足）
バター	オーストラリア	乳（※2対象外）
生クリーム	日本	乳
水	日本	

Permit取得時に USDA—APHIS 署医官に以下のことを確認済みです。

※1 ゼラチンはバーミット記載の動物由来原料には含まれないこと。

※2 バーミットに記載された「乳」とは液体のものであり、固形のものは含まれないこと。

※3 鳥インフルエンザの停止対象に卵は含まれない。

### 《栽培工程》

バナナ→ミキサー→加热→その他材料投入・調味→混合→加热 110°C 30 分（中心温度 75 度以上）  
→冷却→プリン型充填→冷却（急速凍結）→金属探知→ラベル添付→梱包

以上、当該輸出製品に含まれる動物由来原材料は卵と乳のみです。

輸出品の乳は日本で生産されたものです。

当該輸出製品に含まれる卵は中心温度が 75 度以上加熱されています。

### 《栽培工場》

株式会社 AQ

神奈川県横浜市磯子区原町〇〇

営業許可番号：指令〇保第 123-1234 号（有効期限：令和 12 年 12 月 12 日）

## Point !

① 輸入条件と提出書類との矛盾

ゼラチン（豚由来）とバター（AU原産）は対象外であることを明記

② 製品名は日本語/英語併記で書類毎にバラつきのないように

③ 輸入条件 + α で確認済みの内容があれば追記

確認書又は製造証明書中に補足する

# ケーススタディ まとめ

提出書類に不備が見つかったため、荷主への再確認等に時間を使し、予定の出港日に間に合わなくなる事例もあります。



スムーズな手続きのため、申請前の書類の事前確認を徹底するようお願いします！



# ケーススタディ まとめ

## よくみられる事例

製造証明書	
原産地が日本他と記載	受入条件が「原料が日本由来のみ」の場合、不適。 対象となる原料について要確認。
対象となる原料が複数含まれる (例:原料の乳が生乳・脱脂粉乳等、複数含まれる)	対象となる原料について確認の上、必要に応じ確認書に記載。
対象となるものが原料なのか最終製品なのか不明 (例:最終製品の原料(プロセスチーズ)は日本製造だが、原料(ナチュラルチーズ)の原料が外国産)	受入条件が「原料が日本由来のみ」の場合、不適。 対象となるものが最終製品なのか、製品に含まれるすべての原料なのか、確認の上、確認書に記載。
原材料が一部省略されている (例:おでんセット 原料(はんぺん、大根、こんにゃく))	受入条件が「原料の動物由来原料が卵のみ」の場合、不適。 各原料を具体的に明記すること。 (例:はんぺん(魚すり身(たら)、卵白、…)) ※本事例では魚が動物由来に含まれないか追加確認の上、確認書に明記する必要があります。
受入条件と製造工程の加熱処理温度が異なる	加熱処理温度について、実際の処理と証明内容が異なる場合、相手国政府機関へ問題ない旨確認し、その旨確認書に明記した上で、同等である旨の科学的根拠を提出。 (例:63°C35分の加熱処理について、72°C15分と同等である演算式等が示された書類)
製造施設の情報・発行日がない	製造施設の名称・住所・発行日を明記
一つの申請にパーミットが複数添付	どの製品がどのパーミット(受入条件)に該当するか、リスト作成や確認書に記載する等、明確にしてください。

# ケーススタディ まとめ

## よくみられる事例

### INVOICE(I/V)・PACKING LIST(P/L)

積載貨物情報が全て載っており、輸出申請の該当貨物がどれか不明	どの製品が輸出申請の該当貨物がわかるよう、P/Lに手書きで番号追記する等、わかるように。
I/VとP/Lの情報が異なる	内容精査の上、齟齬がないように。
スペルミスにより、申請情報に誤りがあった	スペルミスにより相手国で留まる可能性もありますので、よく確認を。

### 確認書

相手国政府機関の情報がない	パーミット等の公的書類がない場合、いつ、どの政府機関の、だれに、確認したか記載ください。
相手国政府機関への確認日が古い	確認日から時間が経っている場合、条件が変更している可能性があります。相手国政府機関へ条件の再確認が必要です。
発行者が担当者になっている	確認書含め、動物検疫所への提出書類は責任者名で作成ください。
検疫対象となるものがあいまい	例えば、受入条件に「乳が日本由来」とある場合、製品に含まれるどの乳が対象なのか(最終製品なのか、全て/一部の原料なのか)、確認書に追記してください。

# 輸出のトラブル事例①

## 事例 1

輸出者が輸出先国の条件を十分に確認していなかった(韓国向け乳製品)

- 1 輸出者が電話で現地に受入条件を確認し「特段の条件なし」との回答を得た
- 2 動物検疫所から過去の輸出事例（加熱条件あり）を案内したが、検討することなく輸出した
- 3 韓国に到着後、加熱の条件記載を要求された（韓国に輸入できず）

✓ 輸出先国の条件は、誤解がないよう、可能な限り書面等(メールを含む。)で確認

## 事例 2

輸出者が輸出先国の求める証明書様式を十分に把握していなかった(EU向け牛肉)

- 1 EU向け牛肉は条件が締結されているが、様式はマルチであり予告なく更新されている状況
- 2 輸出者が現地に確認し問題ないと回答を得た様式を使用して反復して貨物を輸出していた
- 3 様式の変更に気付かず輸出した牛肉が現地で留まってしまった

✓ 反復して輸出している場合も、輸出の都度、必要な確認は実施



輸出先国政府機関への受入条件の確認は慎重かつ確実に！

# 輸出のトラブル事例②

## 事例3

### 輸出検疫証明書への必須記載項目の確認不足(AU向け食品)

- 1 輸出国側の条件として、輸出検疫証明書へのインボイス番号の記載が求められていたが、動物検疫所に提出した受け入れ条件確認書にはその旨の説明なし
- 2 発行済みの輸出検疫証明書の内容確認を怠り、インボイス番号の記載がないまま輸出
- 3 輸出国側で証明内容に不備があるとして、追加証明を求められた

- ✓ 証明書への必須記載内容の把握と輸出検疫証明書内容の確認
- ✓ 証明必須項目は、申請時に輸出検疫証明書に反映される欄に入力する等工夫

## 事例4

### 申請者が受入条件をよく把握しないまま対応

- 1 輸出者 ⇄ 通関業者 ⇄ 動検のやりとりで、動検の確認事項が輸出者に伝わらず、3か月近く輸出に時間を要した
- 2 直接動検が輸出者とやりとりをして、2週間後に提出書類を用意して輸出可能となった。

- ✓ 事前に輸出条件や貨物の詳細を輸出者に聴取し、確実に内容を把握してから申請

**貨物情報をしっかりと把握してから申請を！**



# 輸出のトラブル事例③

## 事例 5

### 申請者が受入条件をよく把握しないまま対応(US向け乳・卵含む製品)

- 1 輸出国側の条件として、動物性原料は「乳のみ・72°C/15秒以上の加熱処理」が提示された。  
動物検疫所に提出した受け入れ条件確認書には、卵については対象外のため証明不要の旨記載
- 2 輸出国側で卵についても証明必要ということで追加証明を求められた。
- 3 原因究明した結果、現地当局への確認ではなく、輸入者に対して確認していたことが判明。

✓ 輸出条件は必ず相手国政府機関へ確認すること

**輸出先国政府機関への受入条件の確認は慎重かつ確実に！**

## 事例 6

### 申請関係書類に誤りがあった(TW向けあひる羽毛)

- 1 PACKING LISTの重量に誤りがあり、誤った情報をもとに申請書が作成されていたため、  
そのまま誤った重量で証明書が発行された。
- 2 TW到着後に実際の貨物の重量が証明書と異なったため発覚し、現地で留まってしまった

✓ 申請情報に誤りがないかよく確認すること

**貨物情報をしっかりと把握してから申請を！**



# 輸出のトラブル事例④

## 事例 7

### 申請者が受入条件をよく把握しないまま対応(US向け乳含む製品)

- 1 輸出国側の条件として、「動物由来原料が乳のみ・他の動物由来原料と交差汚染していない」が提示された。動物検疫所に提出した確認書には、製造中に他の動物由来原料と交差汚染していない旨説明あり。
- 2 製造証明書等の提出書類では他の動物由来原料と交差汚染していない旨の確認がとれなかつたため、製造工場の現地調査が必要となつた。
- 3 搭載に間に合わなかつたため、輸出を断念したが、後日確認したら交差汚染の証明は不要であった。

✓ 輸出条件について、内容に誤りがないかよく確認すること

## 交差汚染(commingle)にかかる補足

- ・どの段階(製造中・製造後)で交差汚染していないかによって、確認事項が異なる。
- ・製造中:原料搬入から製造完了(梱包)までの間に交差汚染していないか確認が必要。

### 【確認書類の例】

製造工場における取り扱い原料リスト、原料・製品・人の動線、製造施設平面図、原料取扱方法、  
製造ラインの洗浄・消毒に係る作業手順書等

- ・製造後:梱包状態によって交差汚染が否定できない場合、製造中と同様の書類の確認が必要。

※場合によっては、上記の書類全てを提出いただく必要があります。また、社外秘等で提示できない場合、製造工場の現地調査を行う必要があります。

※輸入原料については、輸入国政府機関のH/Cに明記する必要があります。



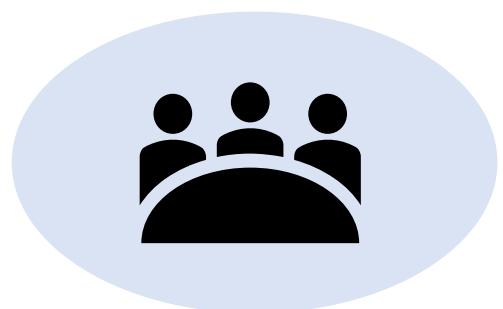
## 交差汚染の確認は非常に困難です！

# 輸出相談について

ご不明な点がございましたら、  
最寄りの動物検疫所へ電話・メールにてご相談ください。

輸出先国側の条件と輸出品目がお決まりの場合で、  
面談をご希望の場合は、日程を調整いたしますので  
最寄りの動物検疫所にご連絡ください。

※関係書類の事前確認については、申請書と共にご提出ください。



# 問い合わせ窓口



動物検疫所検疫部畜産物検疫課

TEL:045-201-9478

FAX:045-212-4623

e-mail:aqs.yokchiku@maff.go.jp

動物検疫所川崎出張所

TEL:044-287-7412

FAX:044-287-7413

e-mail:aqs.kws@maff.go.jp

動物検疫所静岡出張所(清水港事務所)

TEL:054-353-5086

FAX:054-353-7634

e-mail:aqs.smz@maff.go.jp

動物検疫所羽田空港支所東京出張所

TEL:03-3529-3021

FAX:03-3529-3025

e-mail:aqs.tyo@maff.go.jp



# 参考資料

## 家畜の伝染病について

# こうていえき 口蹄疫とは

## (1) 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (Foot-and-mouth disease virus)

## (2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

## (3) 症状・特徴

口や蹄に水疱形成<sup>すいほう</sup>、発熱、流涎<sup>りゅうぜん</sup>（よだれを垂らす。）等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

## (4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



～豚の症状～



(写真提供：宮崎県)

## 豚熱 (CSF) とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし **※人には感染しない**
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々  
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。  
飼養豚では22都県、野生イノシシでは38都府県で  
発生（令和6年8月14日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。  
※ **有効なワクチンが存在**



【皮膚紫斑（しほん）】

（出典：動物衛生研究部門）

## アフリカ豚熱 (ASF) とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） **※人には感染しない**
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、  
**平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、日本など一部を除くアジア全域に感染拡大。**（令和6年6月30日時点）。  
※ **日本未発生。**
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。  
※ **豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。**  
※ **ワクチン、治療法はない**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona,  
SpainCentro de Vigilancia Sanitaria,  
Veterinaria, Spain）

# 高病原性鳥インフルエンザとは

## (1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



## (2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

## (3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

## (4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はない」としている。

# ランピースキン病 (LSD) 対策

届出

- ポックスウイルスを原因とし、皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の低下等多様な症状を示す牛・水牛の病気
- 主にベクター（蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニ等）による機械的伝播により感染。  
症状は不顕性のものから重篤なものまで様々で、不顕性感染牛の移動も感染拡大の要因となる。
- 発症牛の早期発見、隔離、ワクチン接種等による総合的な防疫対策が重要。



## 現 状

### <海外の発生状況>



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- 2023年、韓国で発生

日本においては、  
①発生した場合の経済的被害状況  
②伝播力  
③予防法及び治療法の有無  
④人への影響  
を考えし、届出伝染病に規定

	伝播法	経済的被害	予防・治療
LSD	ベクター	ワクチン未接種で1~5%死亡	ワクチンあり 感染牛は治癒
BVD	飛沫等	PI牛は治療しない	ワクチンあり PI牛以外は治癒
EBL	ベクター	感染牛の数%発症	ワクチンなし 感染牛は治癒しない
AD	飛沫等	新生豚は(ほぼ)100%死亡	ワクチンあり 感染豚は治癒しない

### 輸出入に係るWOAHコード

○骨格筋：	衛生条件なし (Safe commodities)
○乳製品：	①清浄国・地域の家畜に由来 ②Codex Alimentarius Code of Hygienic Practice for Milk and Milk Productsに示された殺菌処理と同程度の殺菌処理又は衛生対策の組み合わせの対象になっていること

主な対応	原雷伝必附 (鳥インフルエンザなど)		届出伝染病 (ワニ-ル病など)
	特定期の届出	△ (口蹄疫、鳥インフルエンザなど) 第13条の2	
最終処分	○ 第16条、第17条 (知事の命令) 実則10/10 (口蹄疫等) 又は 4/5 (第58条)	○	—
所有者の実務義務	○ (自主的に実施)	—	—
健康負担	なし (家畜飼育員のみ) 第25条	なし	—
検査条項	○	—	—
移動制限	第32条 再上位減少額又は 掛かり増し額の1/2 (第60条)	—	—
国庫負担	—	—	—

## 対策の方向性

### ○ 防疫対策要領を策定（2024年1月）

#### 【基本的な考え方】

発症牛の早期発見、隔離、移動の自粛又はとう汰、ワクチン接種等の総合的な防疫対策が重要

#### 【発生の予防】

- 水際対策
- 飼養衛生管理基準の遵守
  - ・殺虫剤散布等によるベクター対策
  - ・定期的な健康観察、異状を認めた場合の早期連絡

#### 【まん延の防止】

- 真症牛等及び疑症牛等の隔離、移動及び出荷の自粛
- 生乳、精液の移動及び出荷の自粛
- 飼養器具等の清掃・消毒
- ベクター対策
- ワクチンの接種

## 支援策

### ○日本中央競馬会畜産振興事業

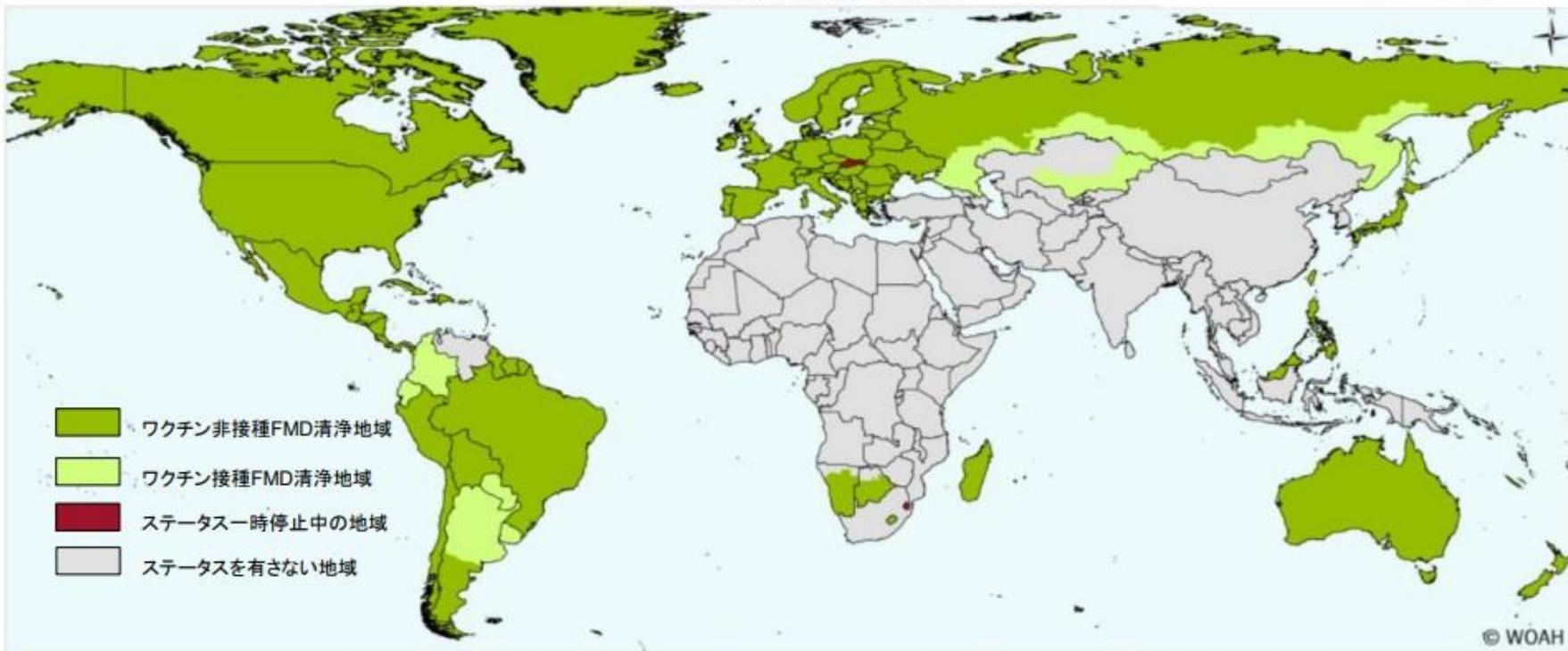
- ・国内での発生に備えて、令和6年度より20万ドーズのワクチンを備蓄
- ・発生時に、資材と備蓄ワクチンを無償配布

# 海外における伝染性疾病の発生状況<口蹄疫>

## 口蹄疫(FMD)のWOAHステータス認定状況

Last update September 2025

2025年10月時点



全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国(65)

アルバニア	クロアチア	グアテマラ	リトアニア	ペルー	スイス
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	ルクセンブルク	フィリピン	オランダ
オーストリア	キプロス	ハイチ	マダガスカル	ポーランド	ウクライナ
ベラルーシ	チェコ共和国	ホンジュラス	マルタ	ポルトガル*	英国*
ベルギー	デンマーク*	ハンガリー*	メキシコ	ルーマニア	米国*
ベリーズ	ドミニカ共和国	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	バヌアツ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	
ブルネイ	エストニア	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
ブルガリア	フィンランド*	日本	ニカラグア	スロベニア	
カナダ	フランス*	ラトビア	北マケドニア	スペイン*	
チリ	ドイツ	レソト	ノルウェー	スリナム	
コスタリカ	ギリシャ	リヒテンシュタイン	パナマ	スウェーデン	

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国(2)

パラグアイ	ウルグアイ
ワクチン非接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国(11)*	
アルゼンチン	ブラジル
ボリビア	台湾
ボツワナ	コロンビア
ワクチン接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国(8)*	
アルゼンチン	エクアドル
台湾	カザフスタン
コロンビア	韓国

\*注釈については出典を参照

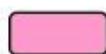
出典:<https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>



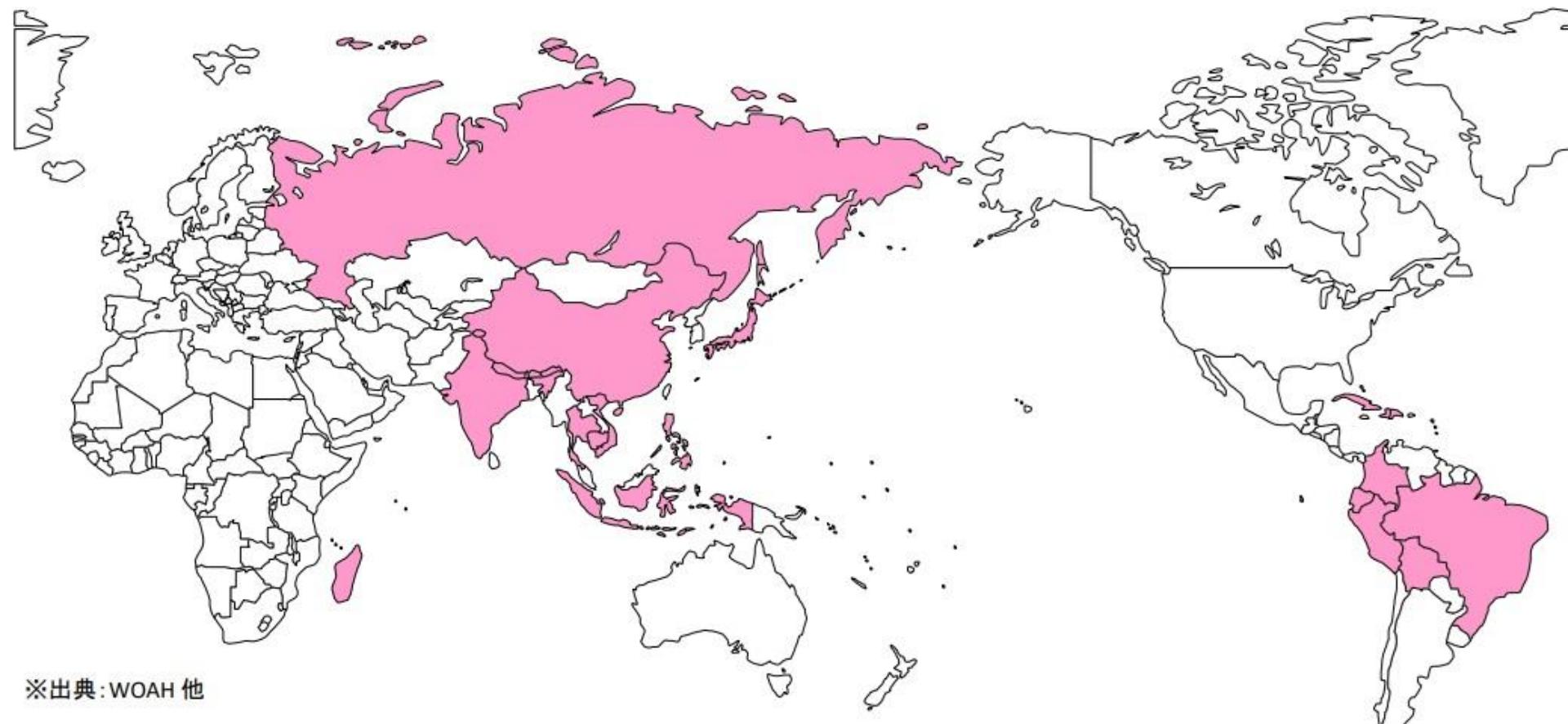
# 海外における伝染性疾病の発生状況<豚熱>

## CSFの発生報告状況

2025年6月17日現在



=CSFの発生報告がある国(2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があつた国)

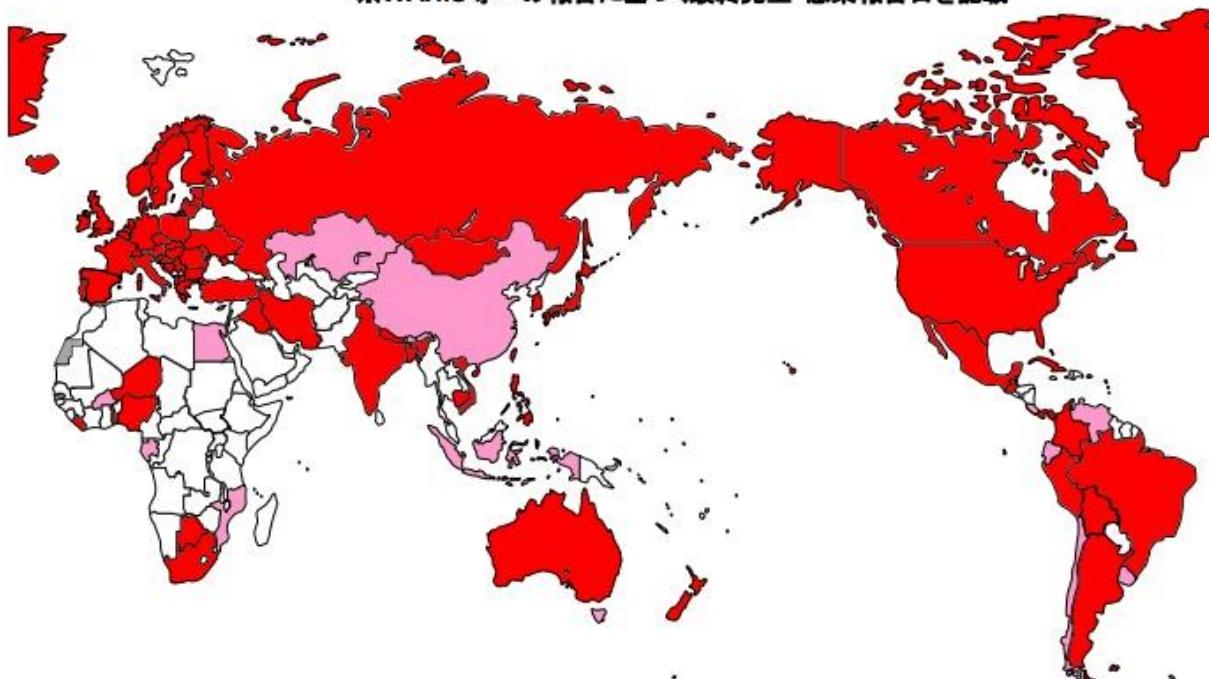


※出典: WOAH 他

## 海外における伝染性疾病の発生状況<鳥インフルエンザ>

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

\*WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



(ヨーロッパ)												
アイスランド	HSN5	2024.12.2 [2025.3.7]	スロベニア	HSN1	2024.10.16 [2024.12.22]	フィンランド	HSN1	[2025.6.10]	ポルトガル	HSN1	2025.9.2 [2025.9.23]	
アイルランド	HSN1	2025.7.22 [2025.10.13]	セルビア	HSN1	[2024.10.17]	フランス	HSN1	[2025.6.13] [2025.10.14]	H7	[2025.10.6]		
イタリア	HSN1	2025.10.12 [2025.10.9]	クロアチア	HSN1	2024.11.29 [2024.11.26]			[2025.10.7]	ルーマニア	HSN1	2025.3.7 [2024.5.9]	
英國	HSN1	2025.9.28 [2025.10.2]	ハンガリー	HSN1	2025.5.4 [2025.9.11]		HS	[2025.10.14]	チエコ	HSN1	2025.9.26 [2025.3.31]	
	HSN5	2024.11.1 [2025.9.29]	デンマーク	HSN1	2025.10.6 [2025.10.7]		ブルガリア	HS	2025.10.6 [2023.11.27]	オーストリア	HSN1	2025.1.24 [2025.10.6]
サウスジョージア・ サウサンピット諸島	HSN1	[2023.11.8]	グリーンランド	HSN5	[2024.10.7]		HSN1	[2025.10.14]	スロバキア	HSN1	2025.10.9 [2024.12.6]	
フォークランド諸島	HSN1	[2024.10.24]	フェロー諸島	HSN5	2023.10.6 [2024.10.21]		カザフスタン	HS	[2023.12.28]	キプロス	HSN1	[2024.2.2]
セントルイ・ オランダ	HSN1	[2024.9.12]	ドイツ	HSN1	2025.10.14 [2025.10.30]	コソボ	HSN1	発生日不詳	トルコ	HSN1	2025.4.5	
北マケドニア	HSN1	2024.10.14 [2025.10.8]		HS	2024.12.23 [2024.12.10]	ウクライナ	HS	2025.3.7 [2024.9.17]	リトニア	HSN1	2025.10.12 [2025.5.26]	
スイス	HSN1	[2025.2.11]		HSN5	[2024.2.28]			[2025.3.7]	ラトビア	HSN1	2025.10.8 [2025.5.24]	
スウェーデン	HSN1	2025.10.14 [2025.9.26]	ノルウェー	HSN1	2025.9.2 [2025.9.29]	ベルギー	HSN1	2025.3.5 [2025.7.28]	ポスニア・ ヘルツェゴビナ	HSN1	2025.2.7 [2025.2.12]	
	HS	[2024.2.21]		HSN5	2024.11.6 [2025.9.24]		HS	[2025.7.30]	アルバニア	HSN1	2025.3.2 [2025.2.27]	
スペイン	HSN1	[2025.4.18]		HS	[2025.8.28]	ボーランド	HSN1	[2025.10.5] [2025.9.16]	ギリシャ	HSN1	[2025.4.7]	
		不明		HS	[2025.7.7]				エストニア	HSN1		

《オセアニア》		
豪州	H7N3	2024.6.23
	H7N9	2024.5.22
	H7N8	2025.2.22
ニュージーランド	H7N6	2024.11.23

■ : 2024年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域  
(2024年9月以降は発生報告なし)

■：2024年9月以降に新規登録又は新規登録の報告があった■：地図

2025年10月20日現在

出典:WOAH

《アジア》			
日本	HSN1	2025.1.31 [2025.6.25]	
	HSN6	2024.2.10 [2023.12.6]	
	HSN5	[2024.4.30]	
	HSN2	[2025.4.19]	
	H5	[2025.4.22]	
韓国	HSN1	2025.9.12 [2025.3.24]	
	HSN3	[2024.10.2]	
	HSN6	2024.2.8 [2024.2.6]	
台湾	HSN1	2025.10.13 [2025.3.14]	
香港	HSN1	[2024.11.15]	
イスラエル	HSN1	2025.1.19 [2025.2.5]	
	HSN8	[2025.3.31]	
フィリピン	HSN1	2025.4.4 [2025.3.28]	
	HSN2	2024.11.19	
	HSN9	2025.4.15	
ベトナム	HSN1	2025.4.3 [2024.9.8]	
インド	HSN1	2025.8.7 [2025.8.24]	
カンボジア	HSN1	2025.8.6 [2025.2.3]	
ブータン	HSN1	2024.8.29	
中国	HSN1	[2024.5.11]	
	H5	[2024.5.25]	
	HSN6	[2024.6.13]	
イラク	HSN1	2025.10.12 [2024.5.11]	
インドネシア	HSN1	2023年下半期	
モンゴル	HSN1	2024.10.13	
ネパール	HSN1	2025.2.2	
バングラデシュ	H5	2025.3.11	
	HSN1	[2025.4.17]	
イラン	HSN1	2025.9.29	
《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	HSN1	2023.10.19 [2025.2.19]	
	H5	[2025.7.7]	
南極	HSN1	2024.2.1	
モルドバ	HSN1	2025.3.3 [2025.2.5]	
《アフリカ》			
南アフリカ共和国	HSN1	2025.9.30 [2025.9.5]	
	H7N6	2024.7.9	
	不明	2024.2.29 [2024.4.20]	
ナイジェリア	HSN1	2025.4.21	
モザンビーク	H7	2023.9.29	
ブルキナファソ	HSN1	2024.3.26	
ガボン共和国	HSN1	2024.5.3	
エジプト	HSN1	2023年下半期	
	HSN8	2023年下半期	
	H5	2023年下半期	
ニジェール	HSN1	2025.2.5	
トーゴ	HSN1	2025.3.19	
リベリア	HSN1	2025.2.3	
ボツワナ	HSN1	2025.7.25	
《南北アメリカ》			
米国	HSN1	2025.9.28 [2025.9.25]	
	H5	2025.4.10 [2025.5.29]	
	H7N9	2025.3.8	
ペルトリコ	HSN1	2024.12.19	
カナダ	HSN1	2025.10.9 [2025.7.1]	
	HSN2	2024.11.16	
	HSN5	2025.1.15	
	H5	[2024.7.1]	
メキシコ	HSN1	2025.9.18	
	H7N3	2025.5.7	
	HSN2	2024.3.6	
エクアドル	HSN1	2024.2.27 [2023.11.14]	
コロンビア	HSN1	2024.12.25	
ペネズエラ	HS	2023.9.19	
ペルー	H5	2025.5.16 [2025.2.13]	
コスタリカ	HS	[2023.10.11]	
ウルグアイ	HS	[2023.10.4]	
アルゼンチン	HSN1	2025.8.30 [2023.12.24]	
	H5	2025.7.14 [2024.1.12]	
不明		2025.10.6	
ブラジル	HSN1	2025.7.24 [2025.7.17]	
チリ	HSN1	[2023.12.14]	
パナマ	HSN1	2025.1.21	
ボリビア	HSN1	2025.8.22	
グアテマラ	HSN1	[2025.8.20]	

※ [ ]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。  
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、  
その後の清浄性確認については記載していない。  
※型別に最新の発生事例を記載。  
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。  
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、  
WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。